

令和3年9月定例会 経済委員会（付託）

令和3年9月21日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時36分）

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年9月8日の大雨に係る農林水産業被害状況等について（資料1）
- 令和2年度徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画レポートについて（資料2，3）

森口農林水産部長

この際、2点、御報告させていただきます。

8月の長雨に係る農林業被害につきましては既に御報告させていただいておりますが、その後、発生いたしました令和3年9月8日の大雨に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

資料1を御覧ください。

9月8日に発生いたしました線状降水帯の影響による大雨の被害につきましては、9月17日時点で総額約600万円となっております。

その内訳として、まず（1）農業被害につきましては水稻をはじめバラやキュウリ、キク等のほ場が冠水したことにより、合計109ヘクタールで約500万円の被害となっております。

また、（2）水産業被害につきましては小型定置網の損壊が4統で約100万円の被害となっております。

県といたしましては、関係機関と連携を図りながら大雨に伴う農作物管理の技術指導等に取り組んでまいります。

なお、9月17日から18日にかけて本県を通過いたしました台風14号の被害については、本日9時時点では被害の報告は受けておりませんが、現在、関係機関と連携し調査を行っているところでございます。

2点目は、令和2年度徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画レポートについてでございます。

平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする第3次徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に掲げる施策の令和2年度の実施状況を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

概要版として資料2、全体版として資料3をお配りさせていただいておりますが、資料2の概要版により説明させていただきます。

1 ページでございます。

農林水産業における新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

令和2年度計画策定時に想定していなかった新型コロナウイルスの感染拡大は、本県農林水産業へも大きな影響を及ぼしております。

そこで、計画の五つの基本戦略に先立ち、昨年度取り組みました新型コロナウイルス感染症対策について御報告申し上げます。

農林水産業への影響でございますが、外食産業やイベントで使用される品目の急激な価格の下落や需要の減退、住宅着工件数の減少に伴う原木の滞留や販売単価の低迷など、県内農林水産業への影響が生じました。

そこで、農林水産漁業者の業の継続を支援するため、三つの視点から施策を推進いたしました。

まず、1、新しい生活様式に対応した販路拡大では、阿波ふうどECサイトの開設やECサイトを活用する相談窓口の設置、飲食業等との連携による県畜産ブランドを活用したメニュー開発など、新たな販路開拓に取り組みました。

また、2、影響を受けた品目の需要創出では、大型商業施設等における花きの展示、PRや阿波地美栄の消費拡大キャンペーン、学校給食への阿波牛やハモ等の提供など、県産農林水産物の需要創出に向けた取組を展開いたしました。

3、農林漁業者への緊急的サポートでは、経営に影響を受けた農林漁業者に対する実質無利子、保証料ゼロの資金繰りの支援や融資と連動した給付金の支給のほか、農・林・漁業の各分野に支援策相談窓口を設置し、支援策の情報提供や申請をサポートいたしました。

本年度においても新型コロナウイルス感染拡大により社会経済活動への影響が長期に及んでおり、引き続き農林漁業者の業の継続をしっかりと支えてまいります。

以降につきましては、計画で定めました五つの戦略に沿って概要を説明させていただきます。

2 ページでございます。

ここからは計画に定めた各々の項目について、実施状況及び代表的な数値目標と実績値を記載しております。

まず、基本戦略のⅠ、人を「育む」でございます。

とくしま農林水産未来人材スクールにおける就業相談や一元的な情報発信、また、農業大学校や農業、林業、漁業の3分野のアカデミーにおいて即戦力となる人材などの育成、確保に取り組みました。

1の農業では、施設園芸アカデミーにおける環境制御技術のエキスパートの育成などを通じ、四角の囲みでございますように、新規就農者数では平成27年度の327人から令和2年度実績は1,053人となりました。

2の林業では、林業体験林フォレストキャンパスにおける高校生、大学生等の林業体験、実習など機会を創出し、また、3の水産業では、ベテラン漁業者の学び直しの機会を創出するリカレント教育の実施など、即戦力となる人材や多様な担い手の育成、確保に取り組んだところでございます。

3 ページでございます。

基本戦略のⅡ，生産を「増やす」でございます。

1の水田農業では、高温耐性品種あきさかりなどの品質向上やドローンによる農薬散布などの省力化の検証，2の園芸農業ではブロッコリーの新たな作型実証など，園芸産地のリノベーションや高度環境制御装置を備えた大規模園芸施設の整備促進，3の畜産業では阿波尾鶏やとくしま三ツ星ビーフなど，本県畜産ブランドの生産促進や競争力強化，畜産GAP，農場HACCPの認証取得を促進，また，4の林業及び木材産業では高性能林業機械の導入をはじめ県産材の増産対策に取り組むとともに，木育とにぎわいの新拠点，徳島木のおもちゃ美術館の整備を進めさせていただきました。

4ページでございます。

5の水産業ではクルマエビなどの種苗生産，放流や高水温に対応したワカメ優良品種の導入を推進，また，6，オープンイノベーションの加速では，農林水産3分野のサイエンスゾーンを拠点とした産学官連携やスマート技術の実装に向けた研究開発，現場実証に，7，安全・安心な食料の安定供給では，GAPの認証取得の推進やエシカル農産物のPR，家畜防疫体制の強化を，8，食育・地産地消の推進では，野菜たっぷり料理レシピコンクールの開催や大手料理レシピサイトにおける徳島の食の魅力の情報発信にそれぞれ取り組むなど，市場ニーズや地域特性を生かした生産振興を図ったところでございます。

5ページでございます。

基本戦略のⅢ，マーケットを「^{ひら}拓く」でございます。

1，進化するとくしまブランドの展開では，とくしまブランド推進機構によるマーケットイン型の販路拡大や，ターンテーブルにおける県産食材にこだわったメニュー開発やマルシェの強化等により徳島の食の魅力を発信いたしました。

2，6次産業化の促進では，6次産業化プランナーの派遣やオンライン商談会の開催など売れる商品づくりや販路開拓を支援するとともに，3，海外展開の促進では，とくしま三大香酸かんきつの欧州市場定着に向けたプロモーションの実施や中国向け越境EC市場の開拓など，新たな市場の開拓にチャレンジし，需要拡大に向けた販売力強化に取り組んだところでございます。

6ページでございます。

基本戦略Ⅳ，生産を「支える」でございます。

1の農業生産基盤の整備及び保全では，農地の大区画化，農業用水のパイプライン化や基幹的水利施設の長寿命化，2の林業生産基盤では，林道，林業専用道などを組み合わせた複合的な路網整備や保安林の指定，治山事業などによる森林の多面的機能の維持増進，3，漁業生産基盤では老朽化した漁港施設や海岸保全施設の機能保全のほか，藻場造成や中層型浮魚礁の導入，また，4，南海トラフ・直下型地震への対応では各種BCPの策定支援や実地訓練の実施，防災・減災対策関連の重点エリアにおける地籍調査の推進，また，5，自然災害等への対応では地すべり防止施設や治山施設の整備，高潮対策の推進，山地防災ヘルパーとの連携による危険箇所^{じん}のパトロールなど，強靱な生産基盤の整備に取り組んだところでございます。

7ページでございます。

基本戦略のⅤ，地域を「守る」でございます。

1，多様な主体による協働活動と農林水産業への参画では，企業等のいわゆる農山漁村

（ふるさと）協働パートナーと農山漁村の住民との協働活動の促進や、森林ボランティア団体等による県民参加型の森林づくり活動への支援、2、移住・定住に向けた都市農村交流の促進では、とくしま農林漁家民宿において新しい生活様式に即した受入体制を整備するとともに、むらのたからとして地域資源の認定とその魅力の発信、3、中山間地域等への支援では、地域の活性化を図る魅力創生ビジョンづくりと実現に向けた実践活動や農地の多面的機能の維持、発揮や耕作放棄地防止の取組を支援いたしました。

8ページでございます。

4、鳥獣による被害の防止では、次世代狩猟者の育成やニホンザル生息調査の新技术実証、阿波地美栄の消費拡大、また、5、地球環境の保全への貢献では、多面的機能の維持、増進を図る森林整備や木質バイオマスの利用の促進、6、地球温暖化への対応では、気候変動に対応した品種の導入や生産技術の開発、頻発する干ばつ、大雨被害を防止、軽減する農業用ため池や山地災害を防止する治山施設の整備など、活力と魅力にあふれた農山漁村の創出に取り組みました。

9ページでございます。

令和2年度が計画期間の最終年度となっておりますので、行動目標の達成状況について取りまとめをしております。

1、定量評価では、行動目標185項目のうち評価可能な180項目を対象として評価した結果、目標を90パーセント以上達成したA評価のものが146項目、80パーセント以上達成したB評価のものが18項目、80パーセント未満となったC評価のものが16項目となっております。

2、考察では、C評価の16項目につきまして、それぞれの要因、今後の方向性を記載させていただきます。

要因としてはほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございますが、新しい基本計画におきましては全ての目標が達成できるよう一層努力してまいります。

なお、詳細については資料3、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画レポートを御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

北島委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

先ほど部長から、基本計画の実施状況について報告を頂きました。

いろいろ報告いただいたのですが、農林水産部として、まずはこの4年間の取組をどのように評価しているのか、簡単に結構ですから。

松本農林水産政策課長

ただいま岡本委員から、御報告申し上げました第3期の基本計画の4年間の取組、総括について御質問いただきました。

この第3期の基本計画につきましては、人を育む、生産を増やす、マーケットを拓く^{ひら}の好循環によるもうかる農林水産業の実現を将来像に掲げまして、部長から御説明申し上げました五つの基本戦略に具体的施策を盛り込みまして、平成29年度にスタートしております。

その後、TPP11や日EU・EPAの発効、またSociety5.0による先端技術実装に向けた大きな流れ、自然災害や高病原性鳥インフルエンザの発生、それから昨年からは新型コロナウイルスの感染拡大など、本県農林水産業を取り巻く環境は大きく変化してきておりますが、これらへの対応をしっかりとしつつ、計画に掲げました各種施策の着実な実行に努めてきたところでございます。

特に、最重点に取り組む戦略として位置付けました、人を育むにおきましては、農業、林業、漁業の各アカデミーにおける即戦力人材の育成、また、徳島かんきつアカデミーにおけるカンキツ栽培を支える担い手の育成、さらには専門高校から農業大学校、そして徳島大学へと連なるキャリアアップシステムの構築、また、とくしま農林水産未来人材スクールにより県内への就業を促進する取組の展開など積極的に取り組んでまいりました結果、新規就農者数につきましてはここ数年は140名を上回る状況で推移しておりまして、令和2年度におきましては150名に達したところでございます。

また、新規の林業就業者数につきましては累計で目標の240名を超える249名に、それから漁業ではアカデミーの卒業生12名が就業するなど、着実に成果が出てきておるところでございます。

また、これらのほかターンテーブルによる販路拡大や3分野のサイエンスゾーンにおけます新技術の開発、アジア、欧米をターゲットとした輸出の強化、スマート林業プロジェクト、水産創生ビジョンによる林業、水産業の成長化、生産基盤の整備など、基本戦略に沿った施策を積極的に推進してまいりました。

結果といたしまして行動目標の数値に届かなかった項目もございますけれども、目標の80パーセント以上の実績を上げました項目は全体の約9割に達している状況でございまして、計画4年間の総括といたしましては一定の成果は上げられたものと考えているところでございます。

岡本委員

コロナ禍の中でよくやっているという思いがあります。

今、答弁いただいたアカデミーというのが結構頑張っています。

そこに人が増えているというのはすごくいいことだと思っています。特に徳島かんきつアカデミーでお聞きしたいのですが、例えばカンキツ栽培を支える担い手の育成とか、専門高校から農業大学校、徳島大学へつながるキャリアアップシステムの構築とか、いろいろと答弁されたのですが、うまくいっているよね、その辺が分かれば。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、担い手の育成につきまして御質問いただきました。

特に今、徳島かんきつアカデミーの関係の御質問ということで承ったと思います。

本県のミカン、スダチ、ユズなどの主要なカンキツ類につきましては中山間地域を支える主要な品目でございますが、高齢化に伴いまして担い手の減少が進んでいる状況でございます。

そこでカンキツを支える新たな担い手ということで平成31年3月に徳島かんきつアカデミーを開講いたしまして、この中で中核的人材の育成そして特定技術力向上のコースを創設しまして、勝浦町にあります旧果樹研究所におきまして、カンキツの栽培から販売加工までの実践的な技術を、令和2年度につきましては22名の方々に学んでいただいているところでございます。

また、昨年8月には旧果樹研究所をリノベーションいたしまして、カンキツ人材育成、にぎわい交流の拠点としましてかんきつテラス徳島をオープンさせ、施設の充実を図ったところ、令和3年度につきましてはアカデミーの受講生が45名と、昨年の22名から倍増している状況でございます。

今年度につきましても、新たに9月15日から募集を開始しているところでございまして、今後、地方回帰の流れも人材の育成のほうにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

岡本委員

受講生が増えているのはすごくいいことで、去年、一昨年と随分PRしていただいて、うまくいっているのだけれど、町も含めて更にPRをしてくれたらいいのかなと。町との関係は今、どうなっていますか。

多田経営推進課長

ただいま、かんきつテラス徳島につきましては御質問を頂きました。

カンキツを核としました農村地域の更なる活性化のために、勝浦町の旧果樹研究所を有効活用しまして昨年8月にかんきつテラス徳島を開設いたしたところでございます。

この施設につきましては三つの機能がございまして、かんきつアカデミー専用の人材育成のための施設であるとともに、イベントの開催やフィールドワークの活動によります新たな交流の促進、そして勝浦町の特産品を生かした新たな加工品開発やお試しさテライトオフィスの誘致によります地域活力の向上などの機能を持っているところでございます。

昨年8月に開講して以降、フィールドワーク活動や地域活性化活動といたしまして県内の高校生や大学生の方々、民間企業の方々も含めまして約300人の方々に御利用、宿泊いただいたところでございます。

また、勝浦町と合同でカンキツ園地の地形を活用しましたドローンによる農薬散布の実演会の開催や操作講習会の開催などを行っているところでございます。

新たな人材育成や交流が始まっているところでございますけれども、今後もコロナ禍が明けた暁には地元勝浦町のビッグひな祭りや桜祭りなどと連携したイベントの開催はもとより、勝浦町と連携しました新たな6次産業化商品の開発、そして勝浦町が進めておりますお試しさテライトオフィスを活用しました民間事業者等の育成と地元グループとのコラボによります地域活性化に一体となって取り組んでまいりたいと考えているところでござ

います。

岡本委員

この前、ドローンの操縦をやりました。非常に良かったんだけど、行っていない人も多いので、もう1回やってほしいと思います。

それから、勝浦町の商工会の女性部の方がかんきつテラスを利用していろんなことをやって、商工会女性部の県の主張発表でその方が1位になって知事の前で発表していただいたのですが、いろんな人に親しまれるようなかんきつテラスにしてほしいと思います。

教育長も見に行ってくれたし、あそこに行ったらいろんな良いものがあって爽やかな風が吹いています。特に今良いのです。しっかりPRしてください。

次の質問に移りますが、一定の成果は確かにありました。でも、不十分というのが16項目あります。そこはいろんな理由があるのですが、その不十分というところをもう少し詳しく説明いただければ有り難いと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま岡本委員から、基本計画の行動目標の評価が不十分とされた項目について、もう少し詳しくという御質問でございます。

報告資料でお配りしております資料2、レポート概要版の最終ページの下段でございますけれども、こちらに実績が数値目標の80パーセント未満であった16項目について、その要因と今後の方向性について整理させていただいております。こちらを御覧いただければと思います。

要因といたしましてはイベントや催しの中止、縮小、それから往来の自粛など新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響したものと考えておりまして、特に上から2段目の農業系大学生等によるインターンシップ参加者数につきましては、目標180名のところ令和2年度の実績は66名で達成率は36.7パーセントという状況でございます。

また、その3段下の獣医学生の実習年受入人数につきましては、目標14名のところ実績は0名と低い数値となっているところでございます。

前者の農業系大学生につきましては、県内外の大学生を対象に県内の農家や農業法人に受入れをしていただきまして、野菜の管理作業や収穫出荷作業などの就業体験をしていただく。また、後者の獣医学生につきましては、家畜保健衛生所が行う畜産農家への衛生防疫指導、検査などを体験する内容となっております。いずれも現場におきまして直接体験していただくという形でございますため、コロナ禍の影響で参加者が少ないという結果になったところでございます。

今後につきましては、オンラインを駆使いたしましたリモートによる体験や意見交換を取り入れるなど、ニューノーマルに対応したインターンシップを実施することによりまして、より多くの学生の皆さんに参加いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

これ以外の取組につきましても、生産者、関係者の皆さんのお声をお聞きしながらしっかりと検証を行いまして、より効果的な施策の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

要はコロナ禍ということです。コロナ禍はもうじき落ち着くでしょうから、しっかり当初のとおり頑張っしてほしいと思います。大変だと思うんですけども、やり切ってください。

それから、基本戦略のⅣで強靱^{じん}な生産基盤の整備という説明がありました。

これはすごく大事なことなんですが、3か年で7兆円の防災・減災、国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策が終わって、私も知事と一緒に何回も東京へ行ったんですが、とにかくこれは3年じゃいけないと、5か年加速化対策で15兆円になりました。

特に、15兆円のうち補正予算で最初に随分取り組んでくれたので、徳島県的にはよかったかなと思っています。

3か年の緊急対策をどのように活用してきたか要約してお答えいただきたいのと、これからの5か年の加速化対策をどうしていくのかという話をしてほしいと思うんです。さっきの説明にもありましたが、例えば地すべり対策とか治山施設の問題とか、もう一つは地籍調査、5か年加速化対策の中長期目標一覧の資料の4項目目に山地災害の危険区域は1万3,600地区あると書いてあります。

それから45項目目に地籍調査が大きく出ているんです。徳島県は正直な話、8年ぐらい前はとても悪かったけれども、今は増えてきてそこそこ追い付いてきたんです。

県土強靱化^{じん}を図るときに地籍調査がちゃんとできていないと何を言っても駄目なんです。そんなことを含めて、御答弁よろしくお願いします。

村山農林水産基盤整備局長

今、岡本委員から3か年緊急対策をどのように活用してきたか、それから5か年加速化対策をどのように活用していくかという中で、特に地すべり、治山、地籍ということでございます。

まず3か年緊急対策でございますけれども、緊急に対策が必要でかつ早期の効果発現が可能な事業地区を対象に予算を重点配分する、かつ手厚い地方財政措置がなされてございまして、農林水を合わせて県では3か年総額で国費ベースで約13億円、それから事業費ベースで約28億円の事業費を確保してございます。

その中では、岡本委員がおっしゃった治山ダムによる予防治山、それから大規模な土砂災害の被害を防止軽減するための地すべり対策、そのほかため池の堤体改修とか漁村を守るための防潮堤などの海岸保全施設の強化、こういった防災減災対策をやってきたということでございます。

この結果としても基本計画に位置付けている項目で、ため池の整備箇所とか土砂災害危険性のある人家の保全数とか漁港海岸の地震津波対策の実施数とか、そういった点について目標達成しているというのがまず3か年対策の総括でございます。

それから、あとは5か年対策でございますけれども、昨年度補正予算から措置しておりまして、岡本委員はじめ県議会の皆様の御尽力を頂いて、前対策の3か年から更に5か年へと期間が延長されたということでございますし、また更に地方財政措置も延長されてございます。

国の補正予算に呼応した形で、令和2年度2月先議補正予算におきましては3か年対策の総額を大きく上回る国費ベースで約17億円、事業費ベースで約34億円の予算をお認めいただいたということでございまして、予防治山それから地すべりをはじめしっかり対策を講じていきたいと考えております。

岡本委員からございました地籍につきましても、これは3か年には含まれていなかったのですが、5か年の予算には含まれてございます。

そんな中で国の補正予算に呼応した形で令和2年度2月先議の補正予算においては3億7,000万円の予算をお認めいただいたということでございまして、地籍調査もしっかり進めていきたいと思っております。

今後とも国の5か年加速化対策を最大限活用しまして、農山漁村地域の強^{じん}靱化と生産基盤の強化にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

岡本委員

おっしゃるとおり地籍調査は3か年緊急対策の時には入ってなかったんです。今度入ったんです。県は補正予算で組みました。

補正予算約10億円と当初予算13億6,000万円をうまく両方に分けて今後もしやっていったらいいのかなと勝手に思っています。

それから治山というのは総称で山地治山となっているんだけど、予防治山を強くやらないと。復旧治山も必要ですが、予防治山がこれからはもっと大事になるのかな。それに付随して地すべり対策はもちろんちゃんとやっていかなければいけないということで、大変なんだけど、そこをしっかりとやることによってさっき報告いただいた基本計画がやれるということになる。そこができていないと何を言っても駄目なんです。そういうことでよろしくお願いします。

第4期の基本計画も始まっているので、せっかくの機会ですから部長に何か言ってもらわないと。

森口農林水産部長

今、岡本委員から今後の農林水産業をどうしていくのか等々含めて、基本計画も含めて御質問を頂戴しました。

先ほど、かんきつアカデミーそれからかんきつテラスについて御質問を頂戴しましたが、正に果樹試験場のリタイアインフラの活用ということで、町にも大変な御協力を頂いて地方創生の拠点として整備させていただいたところでございます。

委員がおっしゃるように人材育成それからカンキツ振興はもとより、地方創生の拠点としてしっかりPRさせていただいて、様々な機能を活用させていただいて取組を進めさせていただきたいと考えております。

全体的な話になるんですけど、実はコロナ禍で土曜日とか日曜日の行事が非常に減っております。

そうした中、私事ですけども訪問したところが色で塗られていくアプリを活用しまして、休みの日には県内各地、産直市でありますとか、今まで自分が通ったことのない、行ったことがないところを車で走らせていただいております。

徳島県内の約半分くらいまで行った計算になっておりまして、県内の市町村では唯一勝浦町だけが100パーセントという状況になっております。

そこで端的に感じたこととしましては、県内の隅々まで田んぼであったり畑が広がっておりまして、正に人の手が入って耕作が行われているという光景です。

幹線道路を走りましたらそういうのは見えないんです。でも、一歩中に入ってみましたら、鳴門のほうでしたら芋畑がずっと広がっている、それからレンコン畑が広がっている、南のほうでしたら水田が広がっている光景を目の当たりにします。

一方で、農林水産部でございますので、隅々まで水がちゃんと行き渡る基盤整備、それから農道等を含めて道も整備されているということで、正に我々の人の食を支える営みということで農林水産業の重要性というか崇高さを改めて実感させていただいているところでございます。

現在、御承知のように三つの国難、少子高齢化による人口減少、それから地球温暖化がもたらすと言われている異常気象によります災害列島、それから新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、全ての影響を直接的に大きく受けているのが農林水産業であり、また農山漁村であると言っても過言ではないのかなと思っております。

一方、こうした三つの国難を解決に導くことができるのもまた、農林水産業であり農山漁村ではないのかなと考えておりまして、正にその農林水産業の持つ規模的な広がりでありましたり懐の広さが、DX、デジタル社会でありますとかGX、グリーン社会の実現に、しっかりと役割を果たせるのではないのかなと考えておる次第でございます。

基本計画は元々平成20年度、岡本委員の御提案によって制定の運びとなりました徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例に基づいて、これを具現化するために毎年計画を作るということでございまして、現在、令和3年度から令和6年度までを期間とする第4期の計画に掛かっております。

農林水産部としましては部を挙げまして全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては引き続き御指導賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

抽象的な話になって申し訳ないですが、そういう決意でやっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

岡本委員

決して抽象的じゃなくて、地方創生の原点が正に農林水産部、農山漁村にあるということとを部長が強調されたので、すごくいい答弁になったなと私は思っています。

頑張ってください。

岩佐委員

今、岡本委員からの問い掛けに部長のすばらしい決意を聞かせていただきまして、大変心強く思っております。今後とも県内の農林水産業をしっかりと支援していただきたいと思います。

まず初めに、米価に関してお聞きしたいと思っております。

一般質問では場整備の話もさせていただいたんですが、コロナ禍もありまして米価がか

なり下がっているということです。今年は天候不順もありなかなか稲刈りも進まない中、農家さんの苦労を聞く中で価格が安いとよく耳にしております。

農地を適正に保全していくためにもしっかりと農業経営をしていただかなければいけないと思っておりますが、今の状況ではかなり厳しいのかなと思います。

令和3年度産の米価は安くなっているんですけども、この要因について県はどのような認識でおられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、令和3年産の米価の低下の要因について御質問を頂きました。

行政によります生産数量目標の配分いわゆる生産調整が平成30年度から廃止されて、産地や農家が自主的に判断いたしまして、需要に見合った生産に転換されているところでございます。

近年におきましては委員のお話のとおり、高齢化そして人口減少や食の多様化等を背景にいたしまして、さらにはコロナ禍によります外食需要やインバウンドの減少などの影響などもありまして、米の需要が年々10万トン程度減少している状況でございます。

令和3年6月末の全国での民間在庫量につきましては219万トンとなっております、適正水準とされております180万トンに対しまして近年では最も高い水準となっている状況でございます。

令和3年産の米価につきまして新聞報道等によりますと、徳島県をはじめ各県ともコシヒカリは30キログラム5,000円程度に設定されているところでございまして、在庫の多さやコロナ禍の影響による需要減少など今後の販売環境が厳しくなることを想定いたしまして、経営判断に基づきまして全国的にも前年より大幅に安く単価設定されたものと考えているところでございます。

岩佐委員

30キログラム5,000円程度ということなのですが、天候不順で収穫が延び延びになってきたこともあって、高温障害は今年どういう状況なのか分かっていないんですけれども、刈り遅れの的なところから等級も下がったりということもあって、現実、出荷すれば4,000円台というような状況となっております。

米価が下がっている中で逆に肥料代であったりとかコストのほうはなかなか下がらない中で本当に苦労しているんですけれども、こうした稲作農家の経営を支えるために、県としてはどのような取組があるのか教えていただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、稲作農家の経営を支えるために県はどのような取組を行っているかという御質問を頂いたところでございます。

米のJA等買取価格が大幅に下がったことから、水稻農家の経営に及ぼす影響は大変大きなものと認識しているところでございます。

そこで、県ではこれまで水稻農家の経営安定を図るため、県内畜産農家に向けました飼料用米につきまして、国の経営所得安定対策事業の活用により主食用米よりも所得が高く

なる助成金を設定いたしまして、市町村そしてＪＡグループ、民間集荷業者等関係機関と連携を図りながら、産地での説明会でありますとか巡回等によりまして水稻経営におけます飼料用米の新規参入や作付拡大を強力に推進してきた結果、国の令和３年産主食用米の需給見通しであります693万トンに基づき算出しました本県の主食用米の生産目安が５万340トンとなりまして、この目安数値は達成見込みとなったところでございます。

また、これまでも市町村、ＪＡを通じまして生産者に対しまして、米価の大幅な低下等のリスクに備え国の収入減少緩和対策でありますとか、収入保険制度を活用した、収入が減少した場合に備えたセーフティーネットの加入を推進してきたところでございます。

さらに、消費拡大に向けた取組といたしまして、平成28年度に県奨励品種に採用いたしましたあきさかりにつきまして、県内外の量販店等での新米キャンペーンなど消費拡大に向けた販売促進活動を行ってきたところでございます。

加えまして、徳島県米穀協会等と連携いたしまして、あきさかりを活用いたしました創作おにぎりや巻き寿司等のレシピ集の作成、配布、そしておにぎり教室や料理講習会の開催など、消費者に向けたあきさかりの持つ優れた特徴をより理解していただくための活動にも取り組んでいるところでございます。

岩佐委員

いろんな手を尽くしていただいていて、その中で飼料用米に関しても普及が進んできているのは私も感じております。

飼料用米の作付けのメリットは収入の確保という部分もあると思うんですけれども、今年であれば主食用米が30キログラム5,000円とすると、標準単収値が収穫できたとして1反当たり7万円くらいの売上げというところで、例えば、これを飼料用米に変えた場合にどれくらいの収入が確保できるのかを教えていただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、飼料用米の売上げにつきまして御質問を頂いたところでございます。

飼料用米につきましては、国の経営所得安定対策制度に基づきまして標準数量約470キログラムで約8万円の助成がございました。

それに対しまして、フレコンバッグの利用でありますとか複数年契約の取組を行うことによって、両方合わせまして更に3万円から4万円程度の助成を受けることができます。

合算いたしますと最大で13万円程度の助成を受けることができまして、ただいま委員よりお話のありました7万円から8万円の今年の米価の状況からいたしますと、安定した所得の確保につながるものと考えているところでございます。

岩佐委員

今年に関しましては飼料用米等に転換した場合、安定的な収入というメリットは大きい部分はございます。

飼料用米への転換であったり、先ほどお話のあった収入保険に関しても農家さんの大小にかかわらず可能と聞いておりますので、小さな農家さん、ある程度中規模また大規模に

している方にも周知をしっかりと図っていただき経営の安定につなげていただいて、その意欲を継続していただかなくてはならないと思っております。

それであともう1点、今回、予算の中にあきさかりの支援事業が上がっています。以前から高温障害等に強く、コシヒカリというよりはキヌヒカリの代替品種ということで、先ほどのレポートにも作付面積が計画以上に伸びているということもあります。

加茂谷の辺りはかなり、あきさかりの作付けが増えてきているということです。まだまだコシヒカリよりも知名度というかネームバリューが少ないので、これからしっかりとあきさかりをPRしていただきたいと思うんですけれども、あきさかりへの取組というのはどのようにしていくのでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、あきさかりの今後の生産販売状況等を含めた取組について御質問いただいたところでございます。

あきさかりにつきましては、委員のお話のとおり高温によります白未熟粒が少ないという高温耐性品種でございまして、平成30年産が約980ヘクタール、そして令和元年産におきましては1,740ヘクタール、令和2年産につきましては2,560ヘクタールと年々拡大してきております。令和3年産につきましては現在集計中のところもございしますが、更に面積を拡大いたしまして、生産量が増える見込みとなっている状況でございます。

一方、あきさかりにつきましては比較的新しい品種ということで、認知度いわゆる知名度がまだ低い状況でございましてことから販売面で少し苦慮する部分もございまして。

そういったことで、あきさかりにつきまして農家からの円滑な受入れでありますとか、販売を促進するためには、販路を一層、県外に拡大していく必要がございまして。

徳島県では、生産面におきましては、JA等と連携いたしましてあきさかりの栽培方法の調査や普及、そして更なる品種向上に向けた取組を行いますとともに、販売面におきましては、9月補正予算で御審議いただいております県産米あきさかり需要拡大支援事業によりまして、一層の販売強化につなげるために関西圏を中心といたしました新たな量販店、飲食チェーン店等の開拓、店舗と連携したキャンペーンなどのPRの支援によりまして、新たな販路の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

今後ともあきさかりの更なる生産販売の拡大に向けまして、生産技術の向上はもとより販売面での拡大に向けた取組をしっかりと促進してまいりたいと考えております。

岩佐委員

あきさかりはようやく名前も知られてきたのかなというところなんですけれども、やはり一般的にはどうしてもコシヒカリという名前がベースになってしまうので、それ以外の物ということでなかなか苦戦するのかなと思います。

ただ、食べておいしいという部分が一番大きいと思いますので、しっかりとそのPRもしていただきたいと思います。

コシヒカリのような早生系^{わせ}の品種で高温に強い改良をずっとされているのは存じておるのですけれども、その辺もしっかりと進めていただきたいと思っております。

米作のメインの地域としては、田んぼ作をしてもらうということで農地の保全を継続的

にさせていただかなければいけない。

先ほどの部長の話にもあったのですけれども、人が手を入れた部分ですので、それを守っていくことが県土の保全にもつながります。

治水面においても大変重要な役割をしていると思いますので、しっかりと米作を続けていっていただけるようお願いしたいと思います。

特にお米に関しては、直接的にお米の補填は県ではできないところはあるのです。

各農家さんへの支援といっても、二、三反の耕作をしているところもあれば、集約して何十町もやっているような大規模な企業体をしているところもありますので難しいのですけれども、担い手を集積していくことが今メインでありますし、ほ場整備するにしても10年ほど掛かってしまいますので、10年後の経営を理解していただく必要があるのかなと思っています。しっかりと支援していただきたいと思います。

先日、農家さんを訪ねた時に言われたのが、担い手と言われる何十町とかしているところがあるのですけれども、そこも米価の低下によってその形態での経営がかなり苦しくなっているということです。一旦、預かってやってもその売上げとコストではやっていけないということで、トラブルではないですけれども大規模でやっている経営体もかなり苦戦していると聞いていますので、農地を守っていただく担い手の支援を検討いただけたらと思っています。

次に、営農型の太陽光発電に関して質問したいのですけれども、脱炭素については今の気候変動を考えれば推進すべきだと思うのですが、これまでの一般的な太陽光発電は農地を転用して雑種地に変えて、そこにパネルを設置するのが主流であったと思います。その中で出てきたのが営農型太陽光発電です。今までは農地全面を転用しなければならず、転用したら当然固定資産税が上がったりとかいろんな問題があったのですけれども、この営農型太陽光発電は支柱の部分だけを転用する、しかも一時転用ということで少し敷居が下がったというか、導入しやすいのかなと。下で何か作物を作るというもので、全国的にも導入している件数が加速度的に増えてきていると聞いております。

農地の所有者のお米ではなかなか食べていけないからという思いもあって、どうにか収入を確保するために営農型太陽光発電を広げていきたいというのも分かります。

ただ、農地がある程度まとまったところでは場整備もできるような中で、太陽光発電を造ってしまうと、ほ場整備をするときにそれを一旦撤去しなければいけないということで、なかなか合意形成ができない可能性も出てくるのではないかなという面では、営農型も含めてある程度慎重になるべきなのかなと思っています。

今、一時転用で進められるのですけれども、若干そこらも緩和されるような動きもありますので、しっかりと慎重に考えていただきたいと個人的に思っております。

そこで、最初に県内の営農型太陽光発電の現状としてどれぐらいの件数があるのか教えていただけたらと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま岩佐委員から、営農型太陽光発電の取組について御質問を頂いております。

委員からお話いただきましたように、営農を継続しながら農地に支柱を立てまして、おおむね2メートル以上の高さ、空間を十分確保した上で太陽光発電設備を設置する場合

につきましては、一時転用の許可によりまして優良農地でも設置が可能になったところでございまして、制度は平成25年度からスタートしております。

県内の状況でございますけれども、令和3年3月末時点で県内で129件の許可を行っている状況でございます。

岩佐委員

県内でも129件やられているということで、お米を作っている上にやっていたりとか、果樹系の物でやっていたりとかいろんなものがあります。営農を継続しながらという条件がまず基本にあらうかと思います。収量の条件等もあったと思いますが、営農に関しての条件を教えていただけたらと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま、岩佐委員から営農の要件についての御質問を頂いております。

一時転用許可に当たりましては、営農型の要件といたしましてまず施設の下部で営農が行われていることと、あと農作物に係る状況につきまして毎年報告すること、それから、その営農による収量が地域の平均数値から2割以内の減少にとどまり、営農の適切な継続が確保されていると判断されること、このような要件がございます。

岩佐委員

作物は何でもよかったと思いますが、その平均的な収量の2割減以内で、年に1回報告ということだったのですが、これに関してはどこに報告をしなければいけないのかということと、あとやはり心配なのが20パーセント減以内がしっかり守られているのか、そのチェックも含めてどこがするのかを教えていただきたいと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま岩佐委員から、営農の確認について御質問を頂いております。

営農型太陽光発電の制度に基づきます営農の確認でございますけれども、農家さんが一時転用の許可を受けられまして一生懸命営農に取り組んでいるのだけれども、台風とか冷害とか自然災害など、やむを得ない事情によりまして単収が2割以上減ってしまう場合につきましては、そこら辺の事情を十分勘案するような形を取らせていただいております。

営農の報告につきましては年1回、2月末までに、転用許可の権限を移譲している市町につきましては市町村の農業委員会のほうへ御報告いただきまして、県で許可している案件につきましては県のほうに御報告を頂くということと、あと農業委員会さんのほうで現地のパトロールでございますとか、許可した案件については時々見回り等もしていただいておりますので、そこら辺で確認はしていただいている状況でございます。

岩佐委員

阿南市が許可を出したのであれば阿南市のほうへ移管しているので、阿南市へ報告をしているということだと思います。

軒高2メートル以上あるので、周りから見ても営農型なのか通常の太陽光発電なのか違

いは分からない中で、営農を継続しながらというのが一番の条件なのですが、設置したけれどもその下で何も耕作をしていないとか、作っているけれど全く手を入れないとか、最悪の場合、発電の売電収入だけという、実質、農地転用した形で太陽光発電をやっているのと変わらないというのが一番問題だと私は思っています。

今のところ地元の農業委員会さんであったり、転用許可を出したところがチェックをしているということなのですが、これまで県で把握している悪質な何も耕作していないというような事例はあるのでしょうか。

松本農林水産政策課長

ただいま岩佐委員から、営農型太陽光発電の取組について、施設の下の営農が十分できていない事例ということでございます。

特にその件数等を取りまとめたものはないのですけれども、下でこういう作物を作っていきますという計画を出してもらって一時転用を許可しているにもかかわらず、放置した状態になっていたり、やっているけれども余り一生懸命やっているような感じがいないという事例は、農業委員会のほうでも確認いただいている状況でございます。

岩佐委員

適正に指導、パトロール等もあるということですが、今後も普及していく中でやはり増えてくるのかなと思っています。

本来の目的である営農しながらという部分をしっかりと守っていただけるように、片や脱炭素の取組も必要だと思っています。

農業経営が本当に厳しい中でのプラスアルファの部分というのですか、経営を助ける意味合いでの売電収入でもありますので、本来の目的がきちんと守られるような指導であったり方針付けも考えていただきたいと思います。

それと余り時間がないのですけれども、最後に1点だけ、知事の所信の中でオリンピック・パラリンピックへの食材提供を言っておられました。

私も4年ぐらい前の一般質問で、県のGAP認証制度も含めてオリンピック・パラリンピックへ向けての食材提供をどうしていくのかということをお聞きしました。

若干、縮小開催であったりとか、無観客ということもあったのですけれども、選手村での提供の実績がどんなものだったのか、また、そこで食べられた方からの評価がどういう状況だったのかを教えてくださいたいと思います。

七條もうかるブランド推進課長

オリンピック・パラリンピックへの本県の食材の提供の状況ですとか、その評価についての御質問かと思います。

東京オリンピック・パラリンピックにおけます県産食材につきましては、選手村のメインダイニング、それからカジュアルダイニングにおきまして、本県の制度でありますとくしま安²GAP優秀認定を取得いたしましたお米、それからスダチ、白ナス、阿波尾鶏が安全で安心な食材として供給されたところでございます。

これらの食材につきましては、素材の特長を生かしましてスダチそうめん、それからマ

ダイと白ナスのレモン蒸し、鶏の竜田揚げなどに調理されまして、世界のオリンピック、パラリンピックの皆様にご堪能いただいたところでございます。

なお、加えてですけれども、事前に行われました県内のキャンプにおきまして、ドイツ、ネパール、ジョージアの事前キャンプにおきまして、食のおもてなしとしまして先ほどのスダチ、白ナス、阿波尾鶏に加えまして、シカ肉とかすだちぶり、ニンジンを加工しましたキャロットドレッシングなどを提供いたしまして、東京大会でのアスリートの皆様方のパフォーマンスの発揮の原動力となったところでございます。

岩佐委員

GAPの認証を取られているものを使われたということで、評価もあったと思います。

無観客であったり、開催の是非みたいなことも問われた中で、本来のオリンピック・パラリンピックに向けてという期待感からすればちょっと残念だったのかな、本来の大会であればもっと県産食材のPRもできたのかなと思います。

大切なのはこれからだと思います。選手村で提供した実績を踏まえて、今回の予算等も含めて、今後、関東圏であったりとか、あと関西において万博等もあります。これに向けての展開に関してどのように取り組んでいくのか、今後の決意といいますか、意欲といいますか、聞かせていただけたらと思います。

七條もうかるブランド推進課長

これまで講じておりました対策ですとか、それからオリンピック・パラリンピックの実績などを踏まえまして、今後、食のオリンピックレガシーとして継承していくべきと考えております。

こういったことから、オリンピック・パラリンピックでの食材の供給に携わりました皆さんと一度、意見交換をして、総括的なことを取りまとめまして、その上で次年度予定されております、まずはワールドマスターズゲームズ2021関西、それから委員お話しの2025年の大阪・関西万博など世界的なイベントでの積極的な活用を図りまして、県産農産品の輸出の拡大につなげていきたいと思っております。

また、今回、予算を御審議いただいております国内、特に首都圏での徳島県の安全・安心な食材についてのPRも効果的に実施してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岩佐委員

しっかりと県産食材のPRをしていただきたいと思います。

これは他県も含めてこれから取組をしてくると思います。関東圏また関西圏それぞれ戦略があると思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

それと最後に、特に今回、予算も付いていたのですけれども、選手村にも提供したスダチも評価は頂いている一方で現状はやはりかなり厳しい状況だと聞いています。

今回の予算等も含めて、現状は厳しくても今後しっかりと生産を続けていこう、そういったチャンスのときにしっかりと回収といったらあれですけれども、やはり県を代表する産品ですので、継続的に生産していただける支援も同時に図っていただきたいと思います。

終わりたいと思います。

北島委員長

それでは午食のため休憩いたします。（11時53分）

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

村山農林水産基盤整備局長

岡本委員からの基本戦略Ⅳ，強靱な生産基盤^{じん}の整備に関する御質問におきまして，地籍調査が3か年緊急対策には含まれていなかったと答弁いたしましたけれども，一部3か年緊急対策に含まれておりました。おわびして訂正いたします。

今後，5か年加速化対策におきましてもしっかりと地籍調査に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

増富委員

岡本委員の質問の中で部長がいろんなところを回っておるというすばらしい説明がありまして感動しました。

勝浦町は全部行ったと言われていたんですが，吉野川市のほうは今どんな状況ですか。

森口農林水産部長

吉野川市につきましては，国道沿いでありますとか，ほとんどの道路は全部行っています。美郷を越えて倉羅峠へ抜ける道から神山のほうに行っております。そういうことで吉野川市もほとんど行っております。

増富委員

ありがとうございました。

J Aがやっているひまわり農産市には甘々娘等いろいろな農産品もございまして，一生懸命頑張っております。部長が来るときには横断幕でも掲げて歓迎しますので，是非また詳しく見ていただきまして，気付いたことを言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは何点か質問させていただきたいと思います。1点目は事前委員会で御報告を頂きました豚熱の対応についてお伺いしたいと思います。

豚熱につきましては平成30年9月，岐阜県で国内では26年ぶりに発生したということでございますが，これまで養豚場での発生が14件71事例，また野生イノシシでも感染地域が拡大しているということで，いまだに収束の兆しがないということでございます。豚熱は強い感染力と非常に高い致死率が特徴でございます。

このような中，去る7月29日に兵庫県淡路市で発見されました野生イノシシの豚熱の感染による死亡が確認されたことを受けまして，四国4県がワクチン接種推奨地域に追加されまして，県においては8月31日から県内で飼育されている豚，そしてイノシシに対する

初回一斉接種を行ったと報告していただいております。報告では初回一斉接種の終了予定が9月末ということで、その期限が迫っております。

現在の進捗状況、それから今後の見通し等について、まずはお伺いしたいと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま増富委員から、豚熱ワクチン接種の進捗状況また今後の見通しについて御質問いただきました。

本年7月29日、兵庫県淡路市で発見された野生イノシシについて、検査の結果7月31日に豚熱の感染が確認されたことを踏まえ、8月6日、四国4県がワクチン接種推奨地域に設定されました。

豚熱ワクチン接種につきましては県内の養豚農家からも強い要望があり、また本県における発生予防対策の強化を図るため、必要な経費につきましては危機管理調整費を活用し、8月31日より県内で飼育されている豚、イノシシ約3万7,000頭を対象に豚熱ワクチンの初回一斉接種を開始したところでございます。

9月17日時点での進捗状況につきましては17農場2万4,771頭、接種予定頭数の67パーセントの接種が終了しております。

本県で作成した豚熱ワクチン接種プログラムの計画どおり順調に進んでいることから、9月末には接種が終了する見込みとなっております。

また、県民、消費者の皆様方に対して、県ホームページを通じて、豚熱は人には感染しないこと、ワクチン接種した豚の肉を食べても人の健康に影響を及ぼさないなど、豚肉の安全性をはじめ正確な情報の提供に努めているところでございます。引き続き、正確な情報発信を行いながらワクチン接種を進めてまいりたいと思います。

増富委員

初回一斉接種の進捗状況ということで答弁いただいたんですが、67パーセントということで非常に順調に進んでいるということを御報告していただきました。

養豚農家からもワクチン接種に対する要望が強いということを伺っておりますし、ワクチン接種が進んでいることに対しては、まずは一安心というところでございます。

また、県民、消費者の皆様方に対しては、豚熱は豚、イノシシに感染し、人には感染しないと、それからワクチンを接種した豚の肉を食べても健康に影響はないということなど安全・安心に関する情報も提供いただいていることを御答弁いただきました。

防疫対策を図るためにワクチン接種も大事であります。正しい情報の発信が非常に重要であると考えます。

今後とも、県民、消費者の皆様方に正確な情報を提供いただきながら、ワクチン接種をスムーズに円滑に進めていただきたいと思います。

次に、本定例会に提案されております条例案の中で、農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例につきましてお聞きしたいと思います。

今回の改正案では、豚熱ワクチン、正式には豚熱予防液の注射につきまして、資材の低価格化等に鑑み手数料を引き下げるとともに、知事認定の獣医師が豚熱ワクチンの接種を行うことができるようになったことに鑑み、豚熱ワクチンの交付に係る手数料を定めると

いう御説明を頂きましたが、改正理由、改正内容等についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま増富委員から、手数料条例の一部改正についての質問をお受けいたしました。

先月8月6日、本県がワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、ワクチン接種の実態や生産者の負担軽減の観点から県内での豚熱ワクチン接種に係る手数料について検討を行ったところ、注射につきましては使用する注射器及び注射針の低価格化により費用の軽減が図られるほか、それらの性能及び耐久性の向上により効率的に接種を行うことが可能となることから手数料を引き下げる必要が生じました。

さらに、円滑なワクチン接種を推進するため豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が本年3月31日に改正されまして、県の獣医師である家畜防疫員に加えて民間の獣医師である知事認定獣医師によるワクチン接種も可能となりましたが、ワクチンの取扱いについては都道府県に限定されていることから、知事認定獣医師への交付に係る手数料を新設する必要が生じました。

以上のことから、注射に係る手数料を現行の1頭当たり380円から280円に引き下げるとともに、知事認定獣医師への豚熱ワクチンの交付に係る手数料を1頭当たり70円を定めるため、徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を本定例会に提案させていただいたところであります。

増富委員

国内での豚熱の感染拡大を受けまして、養豚農場においては消毒液などの防疫資材経費が増加しておる中、ワクチン接種については防疫対策上有効な対策という反面、新たな経費負担ということがあるわけでございます。豚熱の収束が見通せない状況において、今回の条例改正案は、手数料引下げにより負担軽減が図られる点については生産者にとって非常に助かるものだとして理解いたしました。

初回一斉接種が終了した後に農場ごとの個別接種が行われるということですが、知事認定獣医師の方々と連携しまして、ワクチン接種を引き続き順調に進めていただきたいと思います。

そして最後に、今後の対策について1点だけ伺いたいと思います。

今後、本県において豚熱を発生させないために県としてどのように取り組んでいくのか、これが一番大事な部分だと思いますので御答弁をお願いしたいと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま増富委員から、今後本県において豚熱を発生させないため県としてどのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

本県での豚熱発生を防止するため、県ではこれまで巡回指導や飼育豚の監視検査の実施、畜舎消毒や車両消毒の指導の徹底、また、野生イノシシの侵入防止のための防護柵や野生小動物対策のための防鳥ネットの設置に係る支援、さらには消毒薬や殺そ剤の緊急配布などに取り組んできたところであります。

加えて、8月31日から県内で飼育されている豚等に対するワクチン接種を実施しているところであり、この度、隣接の淡路島において野生イノシシの豚熱感染が確認されたことから県内での発生リスクはこれまで以上に高くなっており、今後更なる防疫対策の強化に取り組む必要があると認識しておるところであります。

具体的には、農林水産省からの豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化に係る通知を受け、去る9月7日、徳島県全域を捕獲重点エリアに設定し捕獲強化に努めるとともに、徳島県猟友会等と連携し検査件数を増やすなど県東部地域における野生イノシシ監視体制の強化を図ることとしております。

また、養豚場に対してはワクチン接種の効果判定を行いながら個別接種を進めるとともに飼養衛生管理の徹底指導を行い、さらには万一の県内での発生に備え、動員計画や防疫措置手順の確認など、迅速な初動防疫対応を図るための研修や訓練なども今後、検討しておくこととしております。

これらの取組を通じ、引き続き県内での発生予防に向けた対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

増富委員

今、御答弁いただいたようにワクチン接種はもとより養豚場にウイルスを侵入させない対策が非常に重要と考えるわけでございます。

現在、ワクチン接種が進められておりますが、生産者の方々にとりましては日々の衛生管理に大変御苦労されておることだと思います。今後とも県内での発生予防対策の強化に向けまして、また、万が一の場合に備えた体制強化について関係者と連携し、生産現場の声をお聞きしながらしっかりと対応していただきたいと思います。

続きまして2点目なのですが、林業の担い手対策についてお伺いさせていただきたいと思います。

今回の代表質問で、杉本議員からの林業の成長産業化についての質問に対する知事の御答弁の中に、林業従事者は林業プロジェクト開始以降、増加に転じているというお話がございました。

林業プロジェクトにより林業が活性化し従事者も増えているということで大変結構なことだと思いますが、林業への新規参入者の状況について人数とか、それから県内県外別などより詳しい内容を教えていただきたいと思います。

小杉スマート林業課長

林業への新規参入者の詳しい状況についての御質問でございます。

5年ごとに行われております国勢調査によりますと、県の林業就業人口はピークの昭和35年は1万1,802人でございました。それが平成17年には604人にまで減少した状況でした。平成17年から林業プロジェクトに取り組み始めたわけですが、これによりまして平成22年には837人にまで増加しております。その5年後、今の最新数値となっておりますのが平成27年でして、この時には822人と人数は横ばいでしたが若返りが図られまして35歳未満が増加しております。

林業プロジェクトを開始した平成17年度以降の累計では、林業への新規就業者を800名

を確保する県の目標に対して、令和2年度までに450名の新規就業がございました。新規就業者のうち県内出身者は383名、85パーセントに当たります。県外からのU・Iターン者は67名、15パーセントとなっております。

新規就業者のうち約6割が35歳以下の若手となっております、林業が若者に魅力ある職業となってきているのではないかと考えております。

新規就業者増加の大きな原動力となっておりますのが平成28年度に開設しましたとくしま林業アカデミーでございまして、ここでは1年間の実践的な研修を積んで林業現場で即戦力となる知識、技術を身に付けた多くの若手新規就業者を県内林業事業体へと送り出している状況でございます。

増富委員

ずっと減少しておる中で平成22年が837人、それから平成27年が822人ということで横ばいに推移しているという状況がよく分かりました。

それから、県の林業担い手対策の中で林業アカデミーの運営に大きなウエイトが置かれるということですが、この林業アカデミーのこれまでの入学状況それから研修状況、就職状況等について伺いたいと思います。

小杉スマート林業課長

林業アカデミーの入学状況、就職状況等の詳しい内容についての御質問でございます。

林業アカデミーにつきましてはこれまで1期生から5期生まで64名が入学、卒業しております、その64名のうち県内出身者は47名、県外からのU・Iターン者は17名となっております。そこには5名の女性も含まれております。

現在研修中であります第6期生につきましては、東北や関東からのU・Iターン者5名を含む過去最高の19名が研修を続けておりまして、高校からの新卒者も8名と過去最高の状況となっております。

林業アカデミーの研修内容についてですが、アカデミーでは1年間230日間の研修日程となっております、前半は主に徳島市南庄町にあります県の施設、林業人材育成棟で、座学ですとか、あとはチェーンソーや刈り払い機の道具の取扱方法、また架線作業で必要となりますワイヤーロープの加工技術などを繰り返し反復練習いたします。

年度の後半につきましては、林業現場で必要とされます高性能林業機械や集材機など11種類にわたる資格を取得することとなっております。

また、実際の山林での伐倒訓練、さらには林業事業体でのインターンシップによるオンザジョブトレーニングにより技術を磨くカリキュラムとなっております。

就職状況につきましては、これまで1期生から5期生64名全員が県内の林業事業体に就職しております。内訳につきましては森林組合への就職が27名、その他の林業事業体への就職が37名という状況となっております。

林業アカデミーでは就職のあっせんも行っておりまして、毎年、1期生からずっと3倍を超える求人を頂いておりまして、令和2年度の求人倍率については実に4.75倍の募集を頂いておりまして、県内企業からは林業アカデミー研修生にかなりの期待を頂いているところでございます。

増富委員

令和3年度の求人倍率が4.75倍ということで、林業アカデミーについて林業の業界から非常に大きな期待が掛けられておるというのは十分理解しました。

知事の御答弁の中でもスマート化による増産，それから木材利用の強化と併せて林業アカデミーの増員について触れられておりましたが，それらを含めて林業の成長産業化のための担い手対策に今後どのように取り組んでいくのか，決意を込めてお聞かせいただきたいと思います。

小杉スマート林業課長

今後の林業の成長産業化のために，担い手対策にどう取り組んでいくのかという御質問がございました。

林業の成長産業化を目指して林業プロジェクトを5期続けておるのですが，現在，目標としまして挙げております県産材の生産性向上，また令和10年度の70万立方メートルを目指しての増産を達成するためには林業就業者の増員が必要ですが，それと同時に技術力の向上も図っていくことが必要とされております。

このため，アカデミー研修生などの新規就業者からベテランに至るまで習熟度に応じましたスキルアップ研修としまして，先ほどの基本計画でも触れておりましたが，リカレント教育に取り組んでいくこととしておりまして，林業において非常に高度な技術を必要とします架線作業の技術ですとか大径木の伐採，それから最新の技術でありますドローンの運転などの高度な技術者の育成を図ってまいることとしております。

また，アカデミー卒業生をはじめとしまして若い就業生，担い手が増加しておりますので，彼らの一層の活躍のために，今般9月補正予算でお願いしております林業事業体に対する高性能林業機械やドローンといった最新林業機械の導入支援事業をお諮りしているところでございます。

また，林業アカデミーにつきましてはこれまでの卒業生の活躍についても御好評いただいておりますので，業界からの期待もかなり大きいので，現在の定員20名から増員の早期実現に向けて，今後，検討してまいるところとなっております。

本県林業が地方回帰をけん引する成長産業のモデルとなりますよう，今後ともDX，GXを活用しながらあらゆる手法で林業担い手対策を講じてまいりたいと考えてございます。

増富委員

幾ら林業アカデミーの研修がスムーズにうまくいっても，実際，現場に出ていったら林業というのは非常に大変だと思うのです。機械で枝を払って同じ寸法に並べていくような機械化されているのもよく見るのですが，ある程度の給料というか報酬がなければ若い子がなかなか長続きしないと思うのです。ちなみに給料は幾らぐらいあるんでしょうか。

小杉スマート林業課長

林業従事者の所得，給与水準についての御質問でございます。

何の作業に掛かるかにより千差万別でございますが、高いほうでお話いたしますと、歩合制を取っております素材生産を主にやっている事業者では、30代の若手職員でもばりばり働く人であれば年収500万円、600万円という事例をお伺いしております。

いろんな就業者がおられますので、ばりばり稼ぐのではなくて自然の中で働くのが好きなんだというような人の場合、これも楽な仕事ではないのですが、例えば植栽、造林のほうに特化するような方たちもおられまして、そういう人はそれなりのお給料で働いていると伺っております。

増富委員

令和3年度の求人が4.75倍と非常に高い倍率で、当然機械化も進み仕事もやりやすくなった上に、ある程度の給料といいますか報酬が頂けるということで非常に良いことだと思います。

この林業プロジェクトについては長年にわたって取り組まれ、若手の林業従事者が増えていることは一つの大きな成果だと思います。

杉本議員も林業は非常に気の長い仕事とおっしゃっておったのですが、今後ともこの流れが止まらないように途切れることなく従事者対策に取り組まれ、林業の成長産業化を実現していただけますよう、引き続いてよろしくお願いしたいと思います。

それと最後にもう1点なのですが、9月18日の徳島新聞にターンテーブルの記事が載っていました。東京でもコロナ禍で大変な状況だった中で、レストランそれから宿泊の二つが非常に厳しいということで、第1弾として健康志向の高い都内在住者をターゲットに阿波番茶の茶葉を商品化したという記事が載っておりました。これは、第2弾、第3弾等についてお考えはあるのですか。

七條もうかるブランド推進課長

ターンテーブルのプライベートブランド商品についてのお問合せでございます。

委員の御発言のとおり、東京のターンテーブルにおきましては今年度に入りましてからも新型コロナウイルスの感染拡大によりますまん延防止等重点措置ですとか、それから緊急事態宣言の発出によりまして非常に制限、制約を受けたところでございます。

具体的に申しますと、都からの営業時間の短縮でありますとか酒類の提供の停止などによりまして、飲食部門はもとより宿泊部門の運営につきましても厳しい状況が続いております。

このような中ではございますが、運営事業者は社長はじめ多くの方が徳島県出身の方々に、アンテナショップの本来の機能、徳島県産品のPR、そして販路の拡大に強い使命感を持っていただいております。様々な取組を新たに行っていただいております。

先般、報道がありました相生の阿波番茶をプライベートブランドとして商品化なされたところでございます。

これに至りますのは、ターンテーブルのスタッフの方が東京で売れるであろう商品を県内でいろいろ探索いたしまして、中身は当然、徳島の伝統の製法で作られた阿波番茶でございますが、パッケージを首都圏、大消費地向けに洗練されたものに仕立てまして商品化を図ったところでございます。

現在、第2弾、第3弾を目指しまして、スタッフの方が県内でいろいろ商品の掘り起こしを行っておりまして、県内事業者の方と調整中でございますので、具体的なところは差し控えますけれど、次のことを考えております。

なお、プライベートブランドのほかに既に何度か報道されておりますけれども、今年度に入りましてから県内の市町と連携いたしまして、県内の市あるいはその管内の生産者の方、生産出荷団体の方と、東京のターンテーブルにおきましては飲食店の方々にお集まりいただいて、オンラインでの商談会を実施しましてPRを行うとともに御成約も頂いた実績もございます。

そのほかにも9月に入りまして、高速バスの貨客混載で、少量でありますけれども、多品目の物流が行えるような仕組みを構築しまして、その便で東京にお届けしました農産品につきましてターンテーブルでマルシェを開催したり、メニューフェアを開催いただいているところでございます。

また、阿波町でパスタ用の小麦などを栽培いただきまして、県内の飲食店でパスタの開発、試食会などが先週でしたか報道されておりますが、ここで開発された新たな県産小麦を活用しましたパスタをターンテーブルの定番商品となるよう取り組んでおるところでございます。

コロナ禍だからこそできる工夫を凝らしまして、今後のアフターコロナを目指して、大きな成果につながりますようしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援をよろしくお願いいたします。

増富委員

新聞記事の中でも書いておりますように、自治体のアンテナショップによるPB商品は珍しいということで、非常に思い切った試みで一生懸命頑張っているなど心から思うわけです。我々の吉野川市の美郷であれば梅があるので梅茶もできますし、またトウモロコシもありますのでトウモロコシを使ったケーキとかもできるかも分かりません。第2弾、第3弾は是非とも吉野川市にお力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それで、最後の質問になるのですが、いよいよコロナ禍も落ち着いてきておるわけなのですが、宿泊を戻すにはまだまだ時間が掛かると思うのです。レストラン関係はうまく発信しながらやっていけば、これからどんどん伸びていく可能性があると思うのですが、レストラン部門を含めてもう一度最後に決意をお願いしたいと思います。

七條もうかるブランド推進課長

レストラン部門それから宿泊部門につきまして御心配をお掛けいたしております。

委員の御案内のとおり、ここ数日来、東京都の感染者数も減少に転じているところでございますが、まだまだ楽観できないという認識でございます。

まず、宿泊部門につきましては、新型コロナウイルスの感染者数が低下し、そして県域をまたぐような移動、さらには国境をまたぐようなインバウンド需要などが増えてくるのを待たないと、なかなか本格的な回復は見えてこないのかなと思っております。

一方、飲食の部門については、近隣にお住まいの方ですとか企業の方々に平日頃から御愛顧いただいておりますので、これは新型コロナウイルスの感染者数が減少するに従いま

して徐々に増えてくるものと考えております。

一方、非常に大きな打撃を受けておりますのはやはり夜間の営業、酒類の提供はできないというところで売上げが低迷している状況でございます。

このような中にありまして、近隣にお勤めの方に徳島産のサラダを中心としたビュッフェですとか健康志向のメニューを提供しまして、リピーターの方も相当多く御利用いただいております、日に日に100名前後で推移しており、お昼のほうは比較的順調かと思っております。

都の緊急事態宣言ですとか、そういった制限をにらみながらになりますけれども、さきにお話をしましたように今、様々な取組をしておりますので、こういった手法を継続することによりまして、アフターコロナを迎えたときにはお客様が今まで以上に来ていただけるものでないかと期待するとともに、苦しい中ではございますが今できることをしっかりと進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

臼木委員

私の出身地のつるぎ町の一字地区では、木を植えてもシカに食べられる、間伐しても将来木が高く売れるかどうか分からないと言って、山の手入れを行わない所有者が随分増えてきました。過疎化で人口も大きく減少し、都会に出て行った人には先祖代々の山がどこにあるのか分からない方もたくさんおられるようです。それは一字地区だけではなく、県内の山間部に共通する課題ではないかと思えます。

こうした中、さきの一般質問で黒崎議員から森林吸収源対策について質問をいたしました。その際、知事からは企業からの環境投資を受け、管理不十分な森林の取得や整備を行う組織を設立し、Jークレジットの発行につなげるとの前向きな答弁を頂きました。

森林を適正に管理していく上で必要な取組だと思いますので、私のほうからも何点かお尋ねいたしたいと思いますが、まずはJークレジット制度とはどういった制度なのか、お聞かせください。

小杉スマート林業課長

Jークレジット制度についての御質問でございます。

Jークレジット制度は、企業や団体などが省エネルギー機器の導入や森林の整備などによりましてCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減、また吸収量増加に取り組んだ場合に、その削減量や吸収量を国が認証して、認証分のクレジットを発行する制度となっております。

発行されたクレジットにつきましては、地球温暖化対策の気運の高まりを背景に、そのための資金を社会に行き渡らせるために自由に売買されております。排出している企業が自社の温室効果ガス排出量と相殺させるために積極的に購入されております。

種類にもよりますが、現在、1トンCO₂当たり1,500円から2,500円で市場では売買されております。

Jークレジット制度のうち森林整備によるCO₂吸収量クレジットにつきましては、森林の持つCO₂吸収機能を生かしまして、ルールに従った植栽や間伐等、適正な森林整備、循環利用可能な森林経営を行っているということが大前提なのですが、こういった森

林の植栽や間伐によって増加したCO₂吸収量の増加量について政府の認証を受けて発行されるものでございます。

林齢や流木密度あるいは間伐の際は間伐率などによって条件が違いますが、間伐ですと1ヘクタール当たり10トンから50トン程度のクレジットを発行することができるようになっております。

県内では県有林と徳島森林づくり推進機構の森林のほかに、四つの民間企業が森林整備によるJ-クレジットの認証発行を受けておりまして、発行総数はこれまでに1,129ヘクタールの間伐によりまして3万6,865トンとなっております。2050年カーボン・オフセット、カーボンゼロの目標から最近また注目されつつある制度でございます。

臼木委員

制度についてはよく分かりました。J-クレジットの発行を目指し新たな組織を作っていくことについて、この組織は具体的にどのようなことを行っていく予定なのか、お聞かせください。

小杉スマート林業課長

今回の一般質問にございましたJ-クレジット発行を目指す新たな組織についての御質問でございますが、過疎化や高齢化などによりまして管理放棄された森林の荒廃が懸念されておりますので、その対策として国の制度で令和元年度に森林環境譲与税が設立されました。この森林環境譲与税を活用しまして、現在、市町村において森林所有者への意向調査が全県的に行われております。

この意向調査の中で、所有者から売りたい、あるいは森林を寄附したい、手放したいという意向が多数寄せられております。このことから、自分で管理ができないので手放したいという森林を取りまとめましてこれを取得し、公的な管理をしながらそのための財源としてJ-クレジットを発行して森林吸収源対策を進めていくということが有効な手段として考えられます。

この手法の実現のためには、CO₂排出削減に取り組む企業からの投資の受皿となりまして、民有林を購入したりあるいは市町村と連携して間伐や植林などの森林整備を実施していく。さらには、J-クレジットの認証に向けた申請や発行を行っていく、そうした一連の事業に特化した組織が必要となってまいりますので、今後こういった組織の設立に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

この組織を基に、官民協働による森林吸収源対策を更に進めてまいりたいと考えております。

臼木委員

今後、この取組をどんどん前に向けて進めていってほしいと思います。

そのために企業からの投資をいかに集めるかも重要だと思いますし、大勢の森林所有者の意向をどう吸い上げていくのかも大変な作業になることだと思います。

所有者の取りまとめなど、運営面で県や市町村もしっかりと支援していく必要があると思いますが、どうでしょうか。

小杉スマート林業課長

こういった取組について、県や市町村もしっかりと支援していく必要があるのではないかと御質問でございます。

先ほどもお話ししましたが、平成30年に成立しました森林経営管理法とその財源としての森林環境譲与税によりまして、森林の情報や森林所有者の情報の収集、また森林所有者の意向調査、意向調査に基づく森林整備などにつきましては、県の支援の下、市町村が行うこととされ、実際、行っております。

市町村では所有者への意向調査などとともに、意向に基づいた森林施業に係る計画の作成、また森林境界の明確化、間伐などの森林整備の実施を行っておりますので、こういったことを通じて新しい組織の運営を支援できるよう森林環境譲与税を活用する仕組みにしていきたいと考えております。

また、県にも森林環境譲与税は来ておりますので、県では、市町村が森林所有者の意向を取りまとめまして森林整備につなげていけますよう、県のほうでデータとして持っております、これまで実施されてきた植林や間伐などの施業履歴を、使いやすい汎用データとして市町村に提供するなど、市町村の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほどもありましたが、林業アカデミーによる実際の森林整備を行っていく担い手対策も県の支援策として更に進めていきたいと考えております。

臼木委員

企業の力を借りて、山を手放したい方から森林を取得し整備する仕組みができれば、森林の保全に大変役立つものと大いに期待しております。

今後、できるだけ早い具体化に向けて積極的に進めていただくよう強く要望して質問を終わります。

扶川委員

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の目標達成できなかったものに、コロナ禍がなかったら目標達成できたという項目が多いです。それはそれでいいのですけれども、まず、それぞれの計画の目標値をどういう根拠で設定したのかということがここに書かれていないので、一般的に目標を設定する考え方というのがあったら教えていただきたい。

先ほども、議論の中で林業の従事者数が答弁されました。かつてはすごい数がいたのだけれど、当面800人を目標にして取り組んでいるとか、そういう説明でしたけれども、じゃあ一体どこまで回復すればいいのか、その数字は何から導くのか、考え方がよく分からないのです。森林のキャパシティがあって、林業で言えば機械化に伴う必要な人数というのがあって、産業として成立する資源を生かし切るのであればこれくらいのキャパがあると、そういう根拠があって作られている目標があって、これから地球温暖化とか、いろんなSDGsに伴う目標を達成していくのに、今このくらいの目標設定をしていかないと間に合わない。そこから数字が出てくるのだらうと思うのですけれども、そこら辺がよく分からないので御説明いただけたらと思います。

小杉スマート林業課長

現在、進めておりますスマート林業プロジェクトでは、令和10年度に70万立方メートルの木材生産を目指しております。現在、県内で必要とされております原木の量が60万立方メートルでございますので、まず県内の需要量を100パーセント満たし、その上に県内林業を成長産業として進めてまいりますので、当然需要量も増えていくだろうということで、将来は70万立方メートルの県産材が必要とされ、それに対して県産材で100パーセント供給していくという目標から70万立方メートルを目標にして進めております。

70万立方メートルの木材生産をするには1,200人の林業従事者が必要だと計算しておりますので、これから高齢化によって減少していく人間も勘案しまして令和10年度までに800人の林業従事者を増やしていこうという形で目標を作っております。

扶川委員

実によく分かりました。

そういう説明を頂いたらすっきりするのです。そういうことをこの計画の中に書き込んでいただきたい。

令和3年3月の徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画も既にできていますが、どの項目にも今、私がお尋ねした根拠がほしいのです。でないと、これで足りているのか、その目標に対して間に合わなかったら、危機感を持って取り組まなければならない時期が来たらそれを点検するということが我々議会の役目としてできないので、そういうことをお願いしたいのです。

それに関連して前々から気になっていることなのですが、林業はこれから増やしていくのだと、かつての大人数までいかないけれど1,200人までいくのだと。では農業や漁業はどうかということと考えたら、この基本計画の中には新規就農者とか、新規の漁業従事者の目標ないし達成というのは出てくるのだけれど、今林業の分野でおっしゃっていただいたように、ある時期にどれだけの漁業や農業の規模があって、それに必要な従業者数はこれだけなのだとあってしかるべきだと思うのです。そういうものが考えられているのであれば教えていただきたいのです。そもそも大元の目標は、農業や漁業について質、量ともに発展させていくのか、それとも現状維持をさせるのか、人口が減っていく中で縮小均衡でいいのか、そこら辺が全然読み取れないです。

知事の初めの文章の中でいろいろ書いておりますけれども、ここからもいろんな問題に対応するための対策として、いろんな対策をやりますと書いてあるのだけれど、定量的な面が見えてこないのです。先ほど林業の話でいけば、今林業は良い方向に向かいつつあるのでかなり明るい話が見えてくるように思うのですけれども、農業、漁業はどうなのでしょう。教えてください。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

新規就農者の関係で御質問を頂きました。

これまで新規就農者につきましては、基準年の平成27年度までに327人でございましたけれども、年間100人程度の方々に新規就農していただいていた状況でございます。それを倍増させまして、200人にすることを目標に立てまして計画を進めているところでござ

いまして、令和2年度までの間の5年間で約1,000人の方々を獲得することを目標に1,330人の目標の下に進めてきたところでございます。

その間に、平成24年度に国が創設しました農業次世代人材投資資金でございましたり、県単のスタート研修でありましたり、そういう事業を活用することによりまして、これまでに100人であったものが平成28年度以降は約140人を超えた、ワンランク上がったステージで推移しているところでございます。

さらに、最近分かりましたが、令和2年度はついに150人以上となった状況でございまして、今後はこれを更にワンランク上げた200人を目指して取組を進めている状況でございます。

扶川委員

漁業はまた後で説明していただいてもいいです。では、これで農業の就業人口とか耕地面積というのは、目標年度にはどうなっていくかというものとどう連動していくのですか。

松本農林水産政策課長

ただいま、農林水産基本計画において耕地面積、農業就業人口、県全体の数字についてどうつながっているのかという御質問でございます。

本県の農林水産基本計画におきましては、委員のおっしゃる耕地面積とか農業従事者全体の数値目標につきましては、設定を行っていない状況でございます。

まず、農地につきましては県内における農地全体の面積をいかに確保していくかという視点ではなくて、農地の適正な利用でございますとか、ほ場整備を進めまして、高度化また効率化による生産向上につながる農地をいかに増やしていくか、また、それをいかに収益性の高い農業経営、産地の強化につなげていくかに重点を置かせていただきまして、基本計画におきましては農地集積面積やほ場基盤の整備面積、水稻の多収品種の作付面積などの目標を掲げまして、それぞれ取組を実施させていただいているところでございます。

また、農地法に基づいて、生産性の高い優良農地につきましてはしっかり確保して、市街地に立地している農地でございますとか生産性の低いような農地につきましては、社会経済情勢の中で必要とされます土地需要に対応して農地転用許可制度の適切な運用を図っているところでございまして、県全体の耕地面積の数値目標というところはなかなか難しいと考えております。

もう1点、農業就業人口につきましても、いついつの時点で県全体の農業就業人口を何人確保していくというのはなかなか難しいと考えております。当然、将来の本県の農業を支えていく担い手をいかに確保していくかということは大変重要であると考えておりますので、先ほど経営推進課長から申し上げましたように新規就農者の確保に取り組んでいくのはもちろんでございますけれども、即戦力となるスマート技術を有する人材でございますとか経営力に優れた人材の育成、また既就農者の方の技術力のアップなどに取り組みますとともに、農業法人の育成、女性、アクティブシニアの活躍、障がい者とのマッチングなど、多様な担い手の確保にも取り組んでいるところでございます。

また、農作業の省力化、負担軽減に資するスマート農業の実装、それから地域の中心となる担い手や農地を集積するような農業従事者の減少に対応していくための、どちらかと

いけば従事者数の増加につながらないといえますか、資さない取組も積極的に進めているところでございまして、県全体の農業就業人口の数値について設定するという事は難しいかと考えております。

扶川委員

それとも関係するんでしょうけれど、徳島県食料・農林水産業・農産漁村基本計画の中で自給率が設定されているんだけど、これがまた低いんですね。

カロリーベースでの食料自給率が徳島県は平成30年度で41パーセントだったのが45パーセント、僅か4パーセントの改善にしかない。かつて日本の国というのは80パーセントを超える自給率を誇っていたわけですが、食料安全保障からいうととんでもない話がずっと続いているんです。2008年に食料危機があって、今年2月のNHKの放送で怖い番組を見ました。このままだと2030年を一つの分岐点として2050年頃には日本自身が食料危機に見舞われるんじゃないかということが放送されています。NHKがデータに基づいて世界中の識者の話なんかを集めて作った話ですから、うそじゃないんです。気候変動なんかで干ばつが起きて、複数の産地で輸出停止なんかが起こったら簡単に食料危機が起こってしまう。しかも、人口は今の77億人から2050年には世界的に97億人になっていくと。そういうことを長期的に見据えて農業はどう作っていくのかということと考えたら、縮小じゃ駄目だと思うんです。

せっかく良い農地があって生産力があるのに草を生やして山林に戻す、山林に戻すのはCO₂の面からいいですので、どうしようもないところはそうすればいいと思うのです。

しかし、耕せば十分産地となりうる、手を掛ければ農地として生かせるところも大規模化とか先端技術導入に適さなければ切り捨てていくという方向しか見えないんです。

先ほど多様な担い手とおっしゃったけれど、障がい者とか農福連携みたいな形だけを多様というのではないです。ここは国も見直しが始まっていると思います。小規模零細の農家も含めた多様な担い手を作っていこうと、維持していこうというのが国の方針だと思うんです。そのあたりがこの計画に見えてこないんです。

令和3年3月、徳島県農林水産部が作った基本計画の後、国が5月にみどりの食料システム戦略を作りました。その中で、2050年までに化学農薬50パーセント低減、化学肥料30パーセント低減、耕地面積に占める有機農業取組面積の割合25パーセントという、びっくりするような目標を立てました。

こういう戦略を立てた理由は、世界の流れが化学肥料、化学農薬を減らしていくことが環境にも役立つし、人間の健康を守っていくために必要だということが出ているんですけど、その前の2020年に国の食料・農業・農村基本計画が作られた時に、その中に継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、それから農業を副業的に営む経営体、つまりこれは兼業農家、そういうものを中心として、その他の多様な経営体として位置付けているんです。これも画期的なんです。国の認識が改まっているんです。それ以前の計画の中にはなかったんです。

せっかく国が方向転換して食料の安全性とか、それから地域の農業を本気で守っていこうということにかじ取りをしかけているんだから、こういう観点をこの計画に反映すべきだと思います。残念ながらそれが見えない。今おっしゃったスマート農業であるとか、そ

れから土地の集積化というのは必要ですけど、それだけでは駄目なんだと国が言っているんで、そこら辺をどういうふうにもこの計画に織り込むかということを検討していただきたいんです。いかがお考えか教えてください。

松本農林水産政策課長

扶川委員から御質問でございまして、先ほど私の答弁でもあった担い手という中に小規模の農家さんという言葉はなかったんですけども、そちらの農家さんにつきましては当然今後の農林水産業に貢献していただくといえますか、しっかり予算編成化をしていただく、その方針については当然入っている状況でございます。

扶川委員からお話のございました、本年5月に国のほうで策定されましたみどりの食料システム戦略につきましては、現在第4期の徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画が令和3年3月現在策定ということで反映はできておりませんが、しっかり中身を確認させていただいて、県として必要な取組についてはやっていく必要があると考えております。

扶川委員

タイミングが遅いから入っていないのは仕方がないので、是非これから盛り込んでいただくということでいいと思います。僅か2か月の差で出ちゃったんで、せっかく良い冊子をもらったばかりなのにもったいないですけど、是非早急に直していただいて、特に先ほど申し上げた有機、E Uなんかは2030年に有機を何十パーセントにするという目標を持っているんです。20パーセントだったかな。ちょっと忘れたけれど、日本でも2050年に有機を25パーセント、すごい意欲的な目標です。

振り返って、この徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の目標数値を見ますと、全然足りません。これはきちんと計算してほしいんですけど、本当に僅かな量です。今後、議論していくので時間がある限りこの計画について説明を頂きたいと思いますので、お尋ねします。徳島県エシカル農業推進計画案ですけど、これはもうできているんですか、現行ですか。

七條もうかるブランド推進課長

エシカル農業推進計画については、昨年度末に策定済みでございます。

扶川委員

その14ページに今後4年間で達成すべき目標というのがあるんです。エシカル農業の取組面積を基準年の1.4倍以上の2,250ヘクタールに拡大すると。ここでいうエシカル農業というのはG A Pも入るんですか、それとも、最初のエコファーマー、特別栽培、有機農業、有機J A S、ここまでなんですか。

七條もうかるブランド推進課長

徳島エシカル農業につきましては、有機農業、それから特別栽培農産物、とくしま安² G A P 認証農産物、それからエコファーマー生産農産物、これらを総称しましてエシカル

農産物という定義になっております。

扶川委員

エコファーマーの場合でしたら、化学肥料、化学農薬なんかは2割以上削減するんですよね。特別栽培は5割以上、それから有機農業は全て。

全耕地面積でいうと、令和6年3月の2,250ヘクタールというのはどれくらいの割合になるんですか。全耕地面積は1万8,194ヘクタールではないですか。

七條もうかるブランド推進課長

今詳細な数字は手元に持っておりませんが、1桁台だったと記憶しております。

扶川委員

エシカル農業についてもまだ1桁、4年間でそのくらいのテンポなんです。

2050年に有機を25パーセントにするなんて目標からすると、有機農業と特別栽培面積を合わせて現状の166ヘクタールから204ヘクタールですから、ほんの40ヘクタール増にも満たないような計画になっているんです。

詳しい計算は聞きませんが、明らかに国の目標に大きく届いていません。これは、どうしても考え方を変えていかなくてはいけない時期が来ていると私は思うのです。今までの消費者の考え方は、安い物をたくさん食べたいと、おいしければなお良いという人が多かったんでしょう。

しかし、安全性とかその農産物が作られる背景にある地球環境の問題であるとか、労働問題、人権問題そういうものも含めて賢い消費者になろうということで県を挙げて運動している最中です。これを徹底していくと、物の本によりますと、例えばヨーロッパなんかでは安全な地元の卵だったらそうじゃない卵の倍しても買うと。それだけ消費者の意識が高まっていて、その消費者意識と例えば農協や生協なんかが連携して非常に優れた地産地消の取組ができていて、それが食料安全保障につながっているということでした。

日本もこれからはそれを目指していくべきだろうと思うのです。となると、コロナ禍で行動変容が求められて感染予防に対する取組は日本でうんと進みましたけれど、これからは食の安全とかSDGsに関わる全ての指標について賢い消費者を育てていくのですから、それに対応した農林水産業が育っていかなくてはいけないと思うのです。

だから、大規模化一本では駄目です。高度化一本でも駄目です。

特に、小規模零細の農家が得意とする労働集約型の有機農業なんかについては、うんと大事にして育てていかなければ、政府の目標に沿うような徳島県の目標というのも立てられないと思います。

この点、そういう意見を申し上げて、是非検討いただきたいので、何か御答弁を頂けたらと思います。

七條もうかるブランド推進課長

まず、先に御質問いただきましたエシカル農業の率でございますけれども、令和2年3月末時点におきまして、本県のエシカル農業の生産面積は6,013ヘクタールでございます。

て、県の経営耕地面積と比較しますと約9パーセントとなっております。

次に、エシカル農業の県の計画に定められた数字と国におけますみどりの食料システム戦略の目標値においてかい離があるという御指摘かと思えますけれども、県のエシカル農業基本計画を策定いたしました後に国の長期計画が策定されたものですから、そこが整合性が取れていないというのは事実でございます。

国の戦略におきましては2050年、約30年間掛かって、例として御発言がありました有機農業については、平均25パーセントを有機農業とするという高い目標が掲げられているものでございます。今、示されておりますのは、おおよそ2040年まで19年少々ありますけれども、この間に必要な技術開発をこれから行う。そして、さらに2050年までの10年間に社会実装していくというような非常に長期の目標でありまして、現時点におきましてすぐさま25パーセントにしていけるような技術が存在しないというのは事実でございますので、県計画に、4年、5年の計画の中で25パーセントに匹敵するような数字を並べるというのは困難なものと理解しております。そこは御理解いただきたいと思います。

あと、委員御指摘のようにエシカル農業、当然一般に慣行で栽培されております農産品についても安全・安心な物というのをまず前提として御理解いただいた上で、健康志向ですとか環境への取組とか、消費者のいろんな思考が働きまして、有機農業ですとかエコファーマーに対する関心が高まってくるというのも事実でございます。

我々もエシカル農産品の生産を増やしていこうと、環境への配慮などから目標を立てているわけですが、こういった農業生産は通常の慣行分に比べますとコストがやや高くなるという事実がございます。消費者の方にこういったコスト面、それからコストを掛けてもたらされる恩恵などを御理解いただく必要がございますので、農林水産部におきましても生産対策と併せて消費者への啓発活動は今後も必要かと考えてございます。

扶川委員

全くおっしゃるとおりだと思います。

技術面については、これから開発の必要もあるということはよく分かりましたので、それはそうだろうと思います。

最後におっしゃった啓発で非常に重要なのが、学校給食との連携です。

また、そちらのほうでも意見を申し上げますけれども、どうしても材料が高いのです。それが障害になって良いと分かっているけど導入できない。いつまでもそれではいけないと思うのです。

板野町みたいに学校給食を無料化しているところもありますので、必ずしも保護者の負担に直結するわけじゃないので、一定、行政が支援してでも有機、それから有機に近い物、エシカル農業の青果物を使っていただく取組は、是非農林水産部も教育委員会と連携して取り組んでいただきたい。

SDGsは全庁を挙げて、世界を挙げて取り組んでいる課題ですから、そこに敷居があるとしても越えていって、これからの農業のためには是非新しい消費者を作っていかなければいけないのだということで教育委員会サイドにも働き掛けて、有機を導入した、あるいは有機に近い食材を導入した地産地消の学校給食をうんと広げていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

七條もうかるブランド推進課長

エシカル農産物を学校給食に恒常的に利用してというような御質問かと思います。

さきのお答えの中でもお話ししたのですけれども、まず慣行で作られております現在流通しています農産品については当然にして安全・安心な農産品でございまして、こういった商品を小学校、中学校の生徒の皆様提供するというのが現在でございまして。

食育の観点から教育委員会とも連携をとりまして、現在、県産農産品の使用率を一定割合まで高めていこうという取組を行っております、各市町の給食関係の方に御理解いただいて取組を進めているところでございます。

今回、御指摘のエシカル農産物について更なる定番化した利用を促進すべきだというようなことでございますが、学校給食は保護者の負担で1食250円という価格設定になっているのですけれども、この中で毎食、毎日提供するというのは事実上、非常に難しいものがあると聞いております。

例えばですけれども、環境に配慮した農業政策の中で栽培されたエシカル農産物を食育の観点から授業としてスポット的に実施するということは排除しませんが、現況の環境の中で恒常的にエシカル農産品を提供するのは、すぐには困難かなと考えております。

扶川委員

時間がないので意見だけになるかも知れませんが、お米が安くなっていると先ほど議論がありました。60キログラムで1万円といったらギリギリです。

私は、米は日本の基本中の基本の食料なんですから、最低限必要な経費を賄ってそれに生産者の労賃を乗せた価格を国家が補償すべきだと思うのです。

その上で、いろんな工夫をして競争しておいしい物が高く売れ、そうじゃない物は底値になるというのがいいと思います。そうでないと米は将来がないです。

これについては多分意見が一致すると思うので、ここだけは何としても譲れない部分として補償するという価格補償の施策を作っていくように国に対して要望していただきたいと私は思います。

余るからお金を出して動物に食わせましょうなんて、6億9,000万人もの人が飢えている世界の中でそんなぜい沢なことをしていいのかと率直に思います。

それから、食材がどんどん廃棄されて日本は世界一のとんでもない浪費国だと言われていきますけれども、こんな状態を放置していたらアルカイダだってタリバンだって怒ります。テロの温床になります。そういうものを政府が買い上げて国際援助に回して、手当てをすることで、これだけ食料をたくさんくれて援助してくれている国にテロなんてできるかと、それが本当の安全保障だと私は思うのです。

それは意見と申し上げておくだけですけれど、是非国に対して、県として現場の意見を挙げて制度の改善をお願いしていただきたいのですが、最後それだけ聞いて終わります。

林次世代農業室長

稲作の経営安定といいますか、そういった観点について御質問を頂いたと思います。

稲作につきましては農業産出額の133億円を占める重要な品目で、地域経済を支える上

でも重要な品目であると認識しております。

それで、価格低下というお話があったわけですが、まずは農家の安定所得の確保に向けた活力ある水田農業の維持発展はもとより、農業の経営の安定化を図るために関係機関との連携を強化いたしまして、飼料用米等の需要に応じた米生産の一層の推進でありますとか、あるいは米価下落や災害等のリスクに対応しまして、セーフティーネットの更なる加入推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

仁木委員

農林水産部においては、新型コロナウイルス感染症対策の中で需要喚起の施策を幾つかされていると思います。水産の需要喚起の推進事業を例に挙げて、効果がどう出ているのか分析するべきでないかということを事前委員会で申し上げさせていただきました。

水産振興課におきましては、そういったことに取り組んでみるとお返事を頂いております、その状況も気になるところでございますけれども、やはり部内も含めて御意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

水産のほうでもその後進展があるのでしたら、併せてお教え願えればと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま仁木委員から、新型コロナウイルス感染症対策事業効果の検証について御質問いただいております。

事業効果の検証でございますけれども、事前委員会での水産振興課長の答弁と重複する部分もあろうかと思えます。

例えば事業実施に当たりまして、県産農林水産物を生産者さんや関係団体から直接県が購入した場合の金額でございますとか、イベントに参加いただいたお客さんとか事業者の数、またそのイベントで販売等を行った場合はその売上げなど、一時的な効果と申しますか実績の数値の把握は当然可能でございますが、事業の実施によりまして消費者、飲食店などが県産食材をどれだけ使ってくれたのか、また今後も使いたいと思ってくれたのか、生産者の売上げ増加に貢献できたのかなど、最終的な目的でございます需要喚起、消費拡大につながったのかというところにつきましては、定量的に効果を検証することはなかなか難しいと考えております。

また一方、公金を活用して事業に取り組むということでございますので、事業の内容によりまして違いはございますけれども、事業の関係者さん、生産者、関係団体などの皆様からいろいろお声、御意見をお聞きするなど、取組の改善点、問題点も含めまして検証を行って、今後の施策、立案に生かしてまいりたいと考えております。

仁木委員

指標として出すのが難しいとおっしゃっておりますけれども、その後の答弁が全てでございます、公金を活用している部分について指標を出すことが不可能だというのは非常に矛盾しているわけです。

何かしら効果を出すというところを調べていかなければ、我々は何で予算を審議しているか分からないわけなのです。そういうどんな状況か分からないものに、次も同じような

事業を持ってこられて出されても、数が多ければ通るのかもしれませんが、片や納税者側、県民の側の立場に立ったらそういう御答弁はちょっと違うのではないのかなと、何らかの評価指標を出すべきだと私は申し上げているわけでありまして、そういったところを今後検討していただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

松本農林水産政策課長

今後、事業の効果についての指標を出していくべきというお話でございます。

先ほども申し上げましたけれども、さすがに需要喚起、消費拡大につながったのかというところで、この事業が生産額の増加につながったという直接的な関係性の検証はなかなか難しいと考えております。

効果をどこに設定するかというところで、その事業の効果の指標を図っていくことも可能かなと考えているところでございます。

仁木委員

ターンテーブルの効果について言っているときと同じなのです。ターンテーブルだって最初、赤字のところだけしか見なかったから、報道だってそういうことになっていったわけじゃないですか。実際どんな効果があったかということは何かに着目して肯定しなければ、県民から見たら一体何をしているのという話になるのです。そういうことは私は申し上げているわけであって、そういった精査、総括をするべきだということを申し上げているので、その点は受け入れていただきたいと思います。と思っています。

今日、議論したかったのは、この予算の中にもターンテーブルを基本として首都圏のほうに出していくと、そしてまた海外に販売促進をしていくと、アフターコロナを見据えていろいろとしていただいております。

コロナ禍をいざ今振り返ってみたら、まず県内での卸のところで高価格帯が落ちてきて、家庭での消費需要は高まった。小売は上がったけれども卸は落ちたというような状況が最初起こりました。

その時に私が思ったのは、これまでいろんな県産品に目を付けられて施策を打ってきたのは、県外、首都圏、人口の多いところ、そして海外だったわけです。一つ見落とされていたのが地産地消というところだと思うのです。

例えばですけれども、家庭の消費需要が上がった際に、県内の量販店なりスーパーなり、いろんなところに県産品の棚を1列置くような施策が元から講じられていたら、それに棚替えして県産品を置いてくれたら、地方消費税の部分を軽減しますよとかそういった施策が打てていたら、もうちょっと県内での県産品の消費というか供給量も落ちることがなかったのではないかとこのところが振り返ってみて思うところなのです。

ここで漠然とお聞きしたいのですけれども、地産地消についてコロナ禍を乗り切った後も含めて、コロナ禍を踏まえてどういうようにしていかなければいけないとお考えになっているのか。もし考えていないのだったら考えていないで結構ですけれども、何らかあるのでしたらお教え願いたいと思います。もしないのであれば代表質問でそういったことについて聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

林次世代農業室長

ただいま仁木委員より、地産地消の取組について御質問を頂いたかと思います。

地産地消につきましては地域で生産された農林水産物をその地域で消費する消費行動でありまして、生産者と消費者の距離が近くなる、あるいは食の安全・安心を高めることへの期待、そしてエシカル消費への実践、ひいては農林水産業の振興にもつながる取組でございまして、コロナ禍においても非常に有意義な取組と考えておるところでございまして、

これまで関係機関と連携しながら、直売所を情報発信拠点といたしました地域生産者との連携によります収穫体験でありますとか調理教室、そして県産野菜を活用した料理コンクール等の県産品をPRするフェアとかイベントの実施を進めてきたところでございます。コロナ禍におきましても、地産地消の推進の取組を更に充実させて、しっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

仁木委員

私は、いつも家で晩御飯を食べるのは自己調達でございまして、仕事が終わったら帰りにスーパーに寄って半額の総菜のシールを見ながらいろいろ見て回る中で、自分も県産品を食べればいいのですけれど、なかなか食べられていないのが実情です。

ただ、棚は見ています。どこ産とかいろんなのを見ています。阿南に帰るまでの間、日によって違うスーパーを見ています。それをちょっと見ておいてほしいです。どれぐらいの割合で県産品があるのかとか、県産品がかたまって置いてあるとか、県産品の棚ですよって分かるとか、キョーエイとかだったらあるかもしれないけれど、ほかのところも見てほしいのです。例えば、大型の県外から来ているところとか、いろいろあると思うので、その点を見ておいていただければということをお願いいたしまして、今日は質問を閉じさせていただきたいと思います。

古川副委員長

私からも何点かお聞きしたいと思います。

まず、今回一般質問で営農型の太陽光発電、ソーラーシェアリングの優良事例の創出ということで質問させていただきました。

2030年までに温室効果ガスを46パーセント削減するという目標が打ち出されて、この目標がもし達成できなかつたら、恐らく2050年のカーボンニュートラルもできないだろうと思うのです。となるとパリ協定で目標としている平均気温の上昇を2度までに抑えることが不可能になってきて、本当に厳しい地球環境になってしまうと。

ですから、この10年弱ぐらいが本当に大きな流れを決める期間だと思っていまして、質問の中でも言いましたけれども温室効果ガスの85パーセントはエネルギー起源なので、やはり脱炭素電源で10年弱でできるのは太陽光パネルを入れていかないと。2030年以降になれば洋上風力とか地熱とか、あと徳島県が力を入れている水素とかアンモニアとかも段々本格化していくだろうとは思っているのですけれども、この10年弱の間でできることというのは、大きいのは太陽光パネルだと思うのです。そういう認識の中でソーラーシェアリングは進めていかなければいけないのかなと質問させていただきました。

当然、環境破壊につながるような再生可能エネルギー、例えば森林を伐採してパネルを

敷くとか、そういうのは論外です。あと当然F I Tも入札になっていくので、そこまでお金を掛けてしていくというのは経済的にも無理になっていくのだらうとは思いますが、また、もうけ主義の再生可能エネルギーというのも、とにかく抑えていかなければいけないと思っています。

先ほど岩佐委員からもありましたように、当然ほ場整備なんかで邪魔になるようなものも極力避けていかなければいけないとも思います。ですから本当に難しいと思います。

粗悪な事例が結構はびこってきているので、そのあたりをしっかりとブレーキを掛けながら、今以上にしっかりと審査しながら、そして進めるほうは進めていかないといけない。両方やっていかないといけないということなので本当に難しい行政になっていくと思うのですけれども、何とか徳島県から突破口を開いてほしいと思っています。だから個人に任せるのではなく行政がしっかりと関与して行って、行政と農業経営者との協働という形の優良事例を作っていくってほしいと思っています。

その中で、今回の答弁の中から2点ほどお聞きしたいのです。まず徳島ならではの優良事例を生み出していくためにということで3点ほど答弁いただいて、国の支援策を活用した相談対応や設備導入の支援をしていくとあって、その前にも第6次エネルギー基本計画の中にもソーラーシェアリングの推進が盛り込まれているということもありました。国の今の状況、概算要求を見てみると、みどりの食料システム戦略推進交付金にソーラーシェアリングの導入によるエネルギーシステム構築を進めていくということも出ています。24億円ぐらい積むような要求になっております。

このみどりの食料システム戦略推進交付金というのはどういうものなのか、新規事業なのか、既にあってどんな取組を県でしているのか、そのあたりを教えてください。

宮崎農林水産政策課政策調査幹

みどりの食料システム戦略の推進交付金についての御質問かと思えます。

これは新規の事業になりまして、先ほどの答弁内容でもあったとおりです。みどりの食料システム戦略が今年5月にできたものですから、それを2050年に向けていかに進めていくかという方策の部分で、新たに交付金が設けられております。この中にバイオマスの活用ですとか営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が含まれておるという状況でございます。

古川副委員長

新規事業ということで、交付金ですので県から上げて行って、良い案に対してはそれなりに自由度の高いお金が使えるということなんだろうと思うのですけれども、まだ情報が来ていないので何とも分からないところではあると思います。

交付金のスケジュール感のイメージというと農林水産部の場合はどんな感じなのか。

国で予算決定されて、詳細が年度末ぎりぎりぐらいに来て、県のほうで考えて補正予算を使う、当初でそのまま組んでおくのか、6月ぐらいには行くのですか、それとも9月ぐらいまで伸びてしまうようなスケジュール感なのか。

宮崎農林水産政策課政策調査幹

まだ国のほうが概算要求した段階ということですので、今後、国から詳細な説明会があるとはお聞きしております。そのあたりの情報を確認しながら、国への要望も含めましてやっていきたいと思っております。

古川副委員長

農林水産部関係の交付金のこれまでの大体の流れが分かる人がいたら教えてもらえますか。

七條もうかるブランド推進課長

一般的な交付金事務と県予算への計上のタイミングのお話かと思えますけれども、今、御質問の事業につきましては新規の制度となっておりますので、8月30日に概算要求がなされたところです。

今後、正式な発表というのは、例年ですと12月24、25日頃の概算決定の折に額、それからおよそその事業スキームがはっきりと分かってくるところでございます。

農林水産省におきましては、それ以前に財務省折衝の中である程度実現可能性が見えてきますと、少しずつ都道府県に対して来年度予算のスキームはこうなっていますという情報提供がなされますので、本県におきましては見込みの中で来年度の当初予算を編成するというスケジュールになると思います。

古川副委員長

という方向で今回は、まだこれから予算の折衝になってくるのでどうなるか分かりませんが、できるだけ当初予算に見込みで確保できるような形でとなると、もうほとんど時間がないです。取りあえずはこの予算は何とか確保していくという方向で頑張りたいと思います。

答弁の中で優良事例を生み出していく横展開も図っていくとありますけれども、具体的なイメージがあれば教えていただきたいのです。

松本農林水産政策課長

ただいま古川副委員長から、一般質問で部長から答弁させていただきました県内生産者への横展開イメージということですが、まだ具体的にどういう形というところまではいっておりません。他の県で先進的な事例も出てきておりますので、それを市町村と連携した御紹介とか、そこら辺をまずやっていきたいなと考えております。

古川副委員長

はっきり言ってこれからということです。

両立したところをやっていくので、やはりある程度面積が固まった、きちんと農業が行われているようなところをまずやっていったほうが管理もしやすいですし、いいのかと私は考えています。

あとは、さっきも言ったようにF I Tは入札になっていくので、電力会社に売るという

のじゃなくて、ここの事例にも書いてあるように隣接するトマトハウスで使うとか、地域の住民に使ってもらうとか、せっかく作った電気を有効に使える方向で売る以外の需要、使い方を考えていってほしいと思います。やはり一番大事なのはさっきも言ったように粗悪な事例を誘引しないような形でやっていかなければいけないので、しっかりした事業所とタッグを組んで、例えば大きな電力会社とか県の企業局みたいなところも一つの選択肢だと思いますし、そういう形で本当にダイナミックな発想で取り組んでほしい。

かといって、余り時間がないみたいな相反する形のことを言っているのですけれども、スピード感と希望感も持ってやってほしいとコメントもさせてもらったので、何とかこのあたりを形にできるように来年の当初予算に目掛けてしっかりと取組をしてほしいと思っています。

もう1点はウッドショックの関係で、乾燥機の導入の補正予算が今回出ています。

ウッドショックなので乾燥機というのはちょっと場当たりの発想ではないのかと、皮相的な発想、対策ではないかみたいなことも言わせてもらって、課長から木材の事業者というのは大手が一手に仕切っているみたいなことを言われました。

県議会の委員会でもそういう大手の木材事業者を視察に行ったりしました。茨城県かどこかの大きなところを見に行ったように思います。

確かに、大手のところが大手の住宅企業と連携しているのが今の実態なんだなと思いますけれども、大手のほうで回しているとどうしても一気にたくさんの取扱いをしないとなかなか難しいとなりがちかなとも思うのですが、そのあたりをどう転換していくかというのが国産材を使っていく上で大事ではないかなと思っていまして、大きな方向性としてすぐには無理ですが、大手からの脱却というかそのあたりの県の考え方みたいなものもちょっと教えていただきたいと思います。

小杉スマート林業課長

ただいま、ウッドショックを契機に大型の工場を目指すようなそういう林業からの脱却を図ってはどうかという御質問かと思います。

委員のおっしゃるとおり、今回のウッドショックでどこが一番困ったのかというところから考えますと、まず米材とかヨーロッパからの集成材の原料となるものが非常に入りにくくなって価格が高騰してまいりました。そういう材を原料にしてひいている製材工場は、非常に大型の年間20万立方メートルも30万立方メートルも生産するような工場でございます。そういった工場さんは大手のハウズビルダーさんと組みまして、日本中で家を建てております。

それともう一つは、もう一回り小型の徳島県内とか四国を商圈としているような製材さん、ハウズビルダーさん等もございまして、そのあたりをいろいろ分けて考えなければならぬところではあるのですが、材の入手がしにくくなったときに大手のビルダーさんはまず材を確保してしまうのです。一番のお得意さんですので、そういったところは材が高くても入手しやすいと。

そうでない小さなところ、スポット的に買い付けるところですとか、プレカット業者さんとかハウズビルダーさんが今回のウッドショックで一番困ったところがございます。製品市場でふだんから材の入手をしているようなハウズビルダーさんは、今回一番困った状

況に陥りました。そういった今まで余り徳島県産材を使ったことがないようなハウズビルダーさんから、徳島県内にある八十幾つの製材工場、一番大きなところで年間3万6,000立方メートルとか4万立方メートルという規模で動いております県内の製材工場に、お宅のところで柱を入れてくれないかとか、間柱を入れてくれないかとかいう発注がたくさんあったと伺っております。

今回のウッドショック対策として、川上と川中の製材は分けておるのですが、川中の県内の中小の製材さんが、今まではコンタクトも全くなかった、顔をこっちに向けてくれなかったような中小のハウズビルダーさんに向けて自分のところの材を出すためには、やはり乾燥という製品の品質向上がどうしても必要になってまいります。そういったところを支援して新しい市場を開拓していく。県内の製材工場さんは規模は小さいですけれども非常に高い技術を持っておりますので、そういったものをどんどん売り込んで新しいシェアを開拓していこうというのが川中の製材の今回のウッドショック対策の趣旨でございます。

それに応えるために、製材工場さんによって必要とする丸太の長さですとか径級が違ってきますので、やはり増産が必要不可欠でございます。その増産を図るために高性能林業機械の支援を川上には行っていくと考えてございます。

古川副委員長

何となく分かりました。ということは、本当に県産材の引く手はあまたになっていると。特に大手は少々高くても買ってくれる。県内の企業には逆に回っていないと。それを回すために、乾燥機を入れて乾燥させることによって県内のほうにも回せるようにするという形でやっていきたいということ。

そうしたら、木材生産のほうはかなり需要は多いということなのですからけれども、急にはなかなか木材生産は増えていかないと思うのです。国産材が40パーセントぐらいのシェアになっているというのも大阪では聞きますけれど、県産材の生産は増えているのですか。

小杉スマート林業課長

現在のスマート林業プロジェクトでは令和10年度の70万立方メートルに向けて増産を図っております。令和元年度の実績が42万立方メートルまで達したところですが、昨年度はコロナ禍の影響で住宅着工が一時ストップしたことなどによりまして、40万立方メートルを切ってしまいました。

ただ、今年度に入ってから、いわゆるウッドショックで川下のほうから幾らでも材を出してくれという状況が現在も続いておりますので、恐らく今年度はV字回復していくのではないかと考えております。

先ほども申し上げましたが、国産材外材含めて県内の木材の需要はコンスタントに60万立方メートル前後が続いておりますので、まだまだ出さなければいけない状況にはございます。

古川副委員長

はい、分かりました。

では、あとまだ18万立方メートルぐらいが外材ということでよろしいですね。

最後に、数字を教えてほしいのですけれど、今、生産が増えてきている中で、皆伐というか主伐というか、全部切ってしまうような面積の数字的なものはあるのですか。

それで、それに対して植林ができているのが幾らかというような数字はありますか。

小杉スマート林業課長

伐採の把握につきましては、森林法によりまして伐採届がまず出されまして、何年かにわたって伐採されるケースが多くございますので、令和2年度中にどれだけの皆伐がされたのかという数字はなかなか把握しにくいのですが、昨年度の実績で言いましたら約200件の皆伐の伐採届が出てきているという数字はございます。皆伐面積から、恐らく500から600ヘクタールではないかという推定でございます。

制限林と普通林がございまして、保安林指定されているようなところは確実に早期に森林に回復させる必要があることから植栽等を定められておりますので、そういったところは確実に人工造林いたします。それ以外の場所は、所有者さんの考え方によりますので、この次もまたスギ、ヒノキを植えたいという方はスギ、ヒノキを植えていかれますし、あるいは広葉樹に転換される方もございます。次も人工造林でいきたいという昨年度の植栽造林実績としては、204ヘクタールという数字が出ております。

古川副委員長

この204ヘクタールというのは保安林の部分も含めた数字だとは思いますが、500から600ヘクタールぐらい皆伐されていて204ヘクタール。3分の1とか4割とかそんな感じ、あとの3分の2とか6割ぐらいは植えられていないか広葉樹林に、なかなか戻らないと思うので、そのまま置いておくという感じですね。地球の温暖化の関係とか臼木委員から質問のあったJ-クレジットも使いながらしっかりやっていくという話なのかと思います。

全て植えていったらいいと思うのですが、それがなかなかできないというのは何が大きい原因なのでしょう。

小杉スマート林業課長

もっと人工造林したほうがいいのではないかという御質問かと思います。

森林の場所ですとか生育状況にもよりますが、場合によっては人工林から天然林に変えていったほうがいい場所もございますし、逆に広葉樹をわざわざ植えるという所有者の方もございます。針葉樹の人工林のほうが二酸化炭素の吸収量は多いですが、広葉樹も二酸化炭素は吸収しますので、そういう時間差とあと所有者の方の考えがございます。

もう一つは、もう一度スギやヒノキを植えたいという方でも、なかなか植えられない原因は二つございまして、一つはシカによる食害、これが非常に県内、特に奥地林に多くなっておりますので、そういったところは国への政策提言等でシカ被害対策への支援を手厚くお願いしているような状況もございます。

もう一つは、造林する林業従事者が足りなくなっていること。山へ苗木を運び込んでいく、あるいはシカの防護のための植栽ネットを運び込んでいくというのが一番重労働で、

これが人手が足りない原因になっております。こういったところは今回の9月補正予算でお願いしておりますドローン等の導入によりまして、どんどん最新の林業機械を使って支援していきたいと考えております。

古川副委員長

森林所有者が広葉樹を植えているところもあると言っているんですけど、それが全体の4割も5割もあるわけではないと思うので、これは多分一部の話を行っているのだらうと思うのです。

ですから、大部分はシカの食害が増えたり、また植えた後、草を刈ったりもしないといけないのでしょうから、そういう手間がないということですよね。シカの食害についてはいろいろ対策もあるということなので、手間があれば何とかできるということは、林業アカデミーみたいな形で若い人材を入れて育成していくということは大事ですね。大体状況は分かりました。

持続可能な林業を目指して、売れる時に売っておけというのではなく、このあたりをしっかりと進めていってほしいなと思います。

先ほど、米の生産支援の話も出ました。飼料用米の生産とか収入保険制度とか、また高温耐性のあきさかりとか対策を進めているということで、飼料用米なんかも生産の自給率が海外飼料によってカロリーベースでかなり下がっているのです、そういう取組もいいかなとは思いますが、米の輸出なんかは余り進んでいないのですか。

七條もうかるブランド推進課長

米の輸出につきましては東・東南アジア、もう少し前はイギリス等にも県内の出荷団体を通じて輸出実績があります。

古川副委員長

そうですか。そのあたりは余り進んでいないのですか。

アジアも結構所得水準が上がってきて米を食べるところもあるので、そのあたりを目掛けておいしい米を売れないのかなみたいに思うのですけれども、そのあたりはなかなか難しいのですか。

七條もうかるブランド推進課長

米に限らず相手国との食文化の違いがございますので、日本国内において非常に受けのいい、食味のいいものであったとしても、相手国に行けば同様の評価が得られるかというのはまた別の問題でございます、相手国、それから調理の方法なんかも併せて提案しながら量の拡大を進めていく必要があるかと思います。持ち込めばすぐというようなものばかりではないというのを御了解いただけたらと思います。

古川副委員長

ということは、なかなかそういう取組も進んでいないというか、やっても難しいかなという状況ですか。

七條もうかるブランド推進課長

やっても難しいかということなのですからけれども、やはり物事の取組をするに当たりまして、いろいろと障害があるというのが当然、前提にございますので、この障害をクリアするために、一足飛びになかなか成果があるものではございませんが、着実に一步一步進めてまいります。

古川副委員長

6次産業化とか輸出、今までも何年かにわたっていろいろ取り組んできていると思います。米はなかなか明快な答えが返ってこないのも、そのあたりは余り取組がないのかなという印象を受けました。一足飛びにとは言いませんけれども、もし、そういうのを検討すべき可能性とかがあるのであれば進めてほしいなと思います。

七條もうかるブランド推進課長

一番初めに御質問がありました米の輸出実績についてなのですが、直近で令和2年度実績ですと香港に向けておおむね180トン、それからシンガポールに向けまして33.6トンという実績がございます。繰り返しになりますが、例えば日本食ブームがあるようなところだと飲食流通の方をターゲットにしますし、それから場所によっては小売のところとか量販店等でキャンペーンを展開しまして、お米の食べ方ですとか日本の米の特徴なんかを説明するような取組をしながら実績を積み上げていく手法を取っております。

古川副委員長

このあたりまた、私もいろいろ調べてみたいと思いますけれども、米の備蓄は、県ではなく国がしているので、国に対してそういうことを言うていくしかないのだろうなと思います。在庫量は増えているとさっき言っていたのですが、もう少し備蓄を増やして、古いやつを有効利用していくみたいなことも進めていったらどうかなと素人的には思うのですけれども、そのあたりは大きい障害とか課題とかがあるのですか。

林次世代農業室長

ただいま古川副委員長より、備蓄米について御質問を頂いたかと思います。

政府備蓄米につきましては適正備蓄水準として100万トン程度、毎年20万トンを5年間備蓄していくというスキームで行われているところでございます。

これにつきましては、大凶作でありますとか連続する不作などによりまして民間在庫が著しく低下するなど、米が不足するときに備蓄米を放出していくところでございます。

それで、毎年20万トンを入れ替えていくわけなのですが、主食用米の需給に影響を及ぼさないように飼料用米と、あるいは加工用米も含めた部分での販売がされていると聞いているところでございます。

古川副委員長

20万トンずつ放出するのに市場に出すと価格に影響が出てくるので、余りたくさん備蓄

すると放出量も多くなるので、なかなか難しいという話でよろしいのですか。

林次世代農業室長

ただいま放出量について御質問を頂いたわけなのですが、これを放出することによりまして主食用米のほうにいきますと、繰り返しになりますが、主食用米の価格に影響を及ぼすというところがございますので、飽くまで主食用米以外の部分で処理といいますか放出を行っているところでございます。

古川副委員長

主食用米以外のところというのは、考えれば幾らでも使い道はありますよね。

そういうことも考えて国のほうに言っていくというのは大事なかなと思いますので、このあたりを検討していただけたらと思います。

北島委員長

ほかに、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（15時06分）